

<b>平成 29 年 第 2 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	平成29年 6月 8日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成29年 6月 8日 午後 6時26分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<b><u>○ 開 会</u></b>	
<b>議 長</b>	皆さん、おはようございます。 定刻になりました。ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。
<b><u>○ 議事日程の報告</u></b>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、答弁のため、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。 ここで暫時休憩といたします。 議員の皆様は全員協議会室にお集まりください。  <span style="float: right;">(ときに10時02分)</span>
<b><u>○ 日程第1 陳情第5号 「佐久総合病院小海診療所駐車場への 公衆トイレ建設計画見直しに関する陳情書」の 陳情者の一部取下げ願について</u></b>	
<b>議 長</b>	全員揃っているようなのでこれより会議を開きます。 (ときに10時19分) 日程第1 陳情第5号 「佐久総合病院小海診療所駐車場への公衆トイレ建設計画見直しに関する陳情書」の陳情者の一部取下げ願についてを議題といたします。 お諮りします。陳情第5号につきましては、陳情者4名のうちJA長野厚生連佐久総合病院小海診療所長由井和也氏から、会議規則第20条の規定により、陳情者の一部を取下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

10番議員	せつかく願書が出ているわけですから事務局の方で願書をきちんと読んでいただいて議事録にきちんと残すという手続きをした上で、質疑、討論をお願いしたいと思います。
	(事務局朗読)
議長	朗読が終わりました。この陳情第5号に対してこれを許可することにあらかじめましてご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、陳情第5号の陳情者4名のうち、JA長野厚生連佐久総合病院小海診療所長由井和也氏を陳情者から取り下げること許可することに決定いたしました。
<b>○ 日程第2 陳情第6号 「佐久総合病院小海診療所駐車場への 公衆トイレ建設計画見直しに関する陳情書」の取下げ願について</b>	
議長	日程第2 陳情第6号 「佐久総合病院小海診療所駐車場への公衆トイレ建設計画見直しに関する陳情書」取下げ願についてを議題といたします。事務局長に本案についての朗読を求めます。
	(事務局朗読)
議長	朗読が終わりました。 お諮りします。陳情第6号につきましては、陳情者から会議規則第20条の規定により、陳情を取下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。
10番議員	是非発言を許可いただきまして承認というかたちにさせていただければとお願いいたしますが、どうでしょうか。 それでは一言発言させていただきます。地方自治体の役割、地方自治法は住民福祉の向上が第1条で掲げられております。町内に住むさまざまな住民の皆さんあるいは業者の皆さんが自らの地域環境に対し住民としての意見を申し上げる、これは日本国憲法でも保障されている請願権・陳情権であります。今回の2件の陳情書はそれぞれの団体や個人の皆さんが自分たちの環境の中で行政に対し、あるいは議会に対して自らの意見を申し上げ審議していただきたいという切実なる陳情書であります。私はこうした住民の積極的な行動が町を育て住民本位の町づくりが進むと考えています。そういった点から憲法でも保障されております請願権・陳情権、こういったことが多くの住

	<p>民の皆さんがやりやすい環境づくりこそ重要であると考えます。今回はさまざまな団体の事情により取下げの承認の願いでありますけど、是非とも多くの皆さんが自らの住環境、それから自分たちの生活、こういったことに対して行政や議会に積極的に請願書や陳情書を上げてくる、こういった環境づくりにお互いがさらに努力する必要があるのではないかと申し上げ、本案に対して私は賛成としたいと思います。</p>
議長	<p>お諮りいたします。陳情第6号の取下げを許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、陳情第6号の取下げは許可することに決定いたしました。</p>
<p><b><u>日程第3 「一般質問」</u></b></p>	
議長	<p>日程第3、続きまして、会議規則第61条の規定により、一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規定により、質問は、左の欄の同一事項について原則として3回までとしますので、ご協力をお願いします。 それでは、順次質問を許します。 初めに第8番 篠原義従議員の質問を許可します。篠原義従君。</p>
<p><b><u>第8番 篠原 義従 議員</u></b></p>	
8番議員	<p>8番篠原義従です。新人議員を迎えての初議会であります。新人議員皆さま共々、小海町議会が町民の皆さまに愛されるよういっそうの努力をして参りたいと考えているところでございます。難しい質問ではございませんので明瞭明確な答弁をいただき、地域住民の皆様、小海町町民の皆さまのために着実に実行していただきますようお願いし、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。杉尾区に明治時代に作られた貯水池がございます。馬流、杉尾、五箇、本間川の人たちが稲作に大いに利用しております。現在は数名の方が稲作に利用して、その主な目的は防火用水としての役割が主になっております。貯水池は部落の一番高い場所にあり安全対策が求められます。橋梁の耐震補強工事は進んでおりますが、貯水池などには耐震診断など安全対策があるかどうかお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>

<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答致します。小海町内にため池は、三山窪、稲子、八那池、星見ヶ池、それから今おっしゃいました杉尾という事で5ヶ所あります。管理者につきましては、星見ヶ池は小海町が管理者であります。残り4つの施設につきましてはそれぞれの水利組合が管理者となっております。ご質問の杉尾のため池ですが、規模といたしましては堤高、堤防の高さ9.4m、天端の幅が7m、それから堤防の長さが82m、総貯水量が3万立方メートルで灌漑受益面積が16haというものです。先ほど議員さんおっしゃいましたが築造年月日は明治か昭和の早い時期だという事で、造られた年代は不明です。耐震につきましては東日本大震災で福島県内のため池が決壊し被害が出たことを受け、県と町では平成24年から全てのため池を点検いたしました。点検結果は杉尾のため池を含め、町内5か所のため池は耐震性不足と判定されたものではありませんでした。異常なしという事でございます。ただ杉尾、三山窪、星見ヶ池の3ヶ所のため池は震度5弱の地震があった場合には、点検を要するため池に指定されております。この場合はマニュアルに沿って点検し関係者と情報を共有し被害の未然防止に努めてまいりたいと思います。また近年につきましては水田としての水の使用が少なくなっておりますので、ため池の管理者は支障の無い範囲で水位を下げるなどの対策、工夫も必要であると考えます。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p><b>8番議員</b></p>	<p>私の知るところでは作られた明治以降、堤防の決壊などは無いという事のようにです。産建課長の答弁にも一応安全であるという事でございますが、これからは法律等々変わりましたらその都度適切に対処していただきたいと思っております。それでは次の質問に移らせていただきます。茨沢川の汚染について質問いたします。皆さんご存知のとおり茨沢川上智水源を源流にしまして、千曲川に流れ込む清流であります。私の子供のころは天然岩魚の宝庫でありました。そして上智を源に流れる清流は小海町のかげがえのない財産であります。子々孫々まで天然岩魚が住む清流を保持していかなければなりません。その清流茨沢川の汚染が進んでいるとのこと。そこでお聞きします。町は水質検査の報告をどの程度把握しているのでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。茨沢川の水質検査状況ですが、水質検査は昭和63年から実施しており、現在は年3回、4月、7月、11月に行っています。検査水の採取場所は2か所ありまして、五箇の砂防堰堤下流450m付近、それからもう1ヶ所リエックススキー場レストランの下流350m付近で採取しております。その中で検査項目は8項目ございます。酸性アルカリ性判別、有機物質、溶存酸素、科学的酸素要求量などです。この環境基準ですが、この河川には水</p>

	<p>質環境基準の類型指定がないために、千曲川で合流する地点の水質基準類型Aというものを適用し比較を行っております。この基準につきまして6段階あるうちの上から2番目という、より厳しい基準の適用となっております。直近2回の検査ですけれども、平成28年11月と平成29年4月の二つの地点とも基準値以内でした。それから平成28年7月には下流で大腸菌の数が基準値以上という事で、この理由としましては、気温の上昇、水温の上昇による動物の生態が活発であったという事が原因だという考察でございます。それから平成27年4月から平成27年11月の3回この1年間につきましては2地点とも基準値以内であるという事でございます。今後の対策という事でございますが、2地点とも基準値ではありますが、下流では夏季においては動物類の活発な生態や排せつ物により大腸菌群の数値が基準値以上出ることがあります。しかし、その状況につきましては継続的ではなく環境汚染が進んでいるとは考えづらいと思います。いずれにしましても調査結果を注視すると共に上流にリエックスというレジャー施設があります。そういったところが汚染の原因であるという事であれば的確に把握いたしまして指導や改善に万全を期してまいりたいと考えております。以上です。</p>
<p><b>8 番議員</b></p>	<p>年々汚染が進むという現象は問題点を把握し改善していかなければなりません。自然を壊してからでは元に戻すのに何倍もの年月を掛けなければ元に戻りません。小海町のかげがえのない財産を無くすという結果になりかねません。原因を把握し対策を講じて実行に移していただきたい。モニタリング報告書でも今後ともよりきめ細やかな調査の継続を期待するものであります。最後にもう一度自然環境への取組をお聞きしまして次の質問に移りたいと思います。一言よろしく申し上げます。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>只今ご指摘をいただきました様に美しい自然、小海町ですので水の環境は元より全ての面においていろいろなことを注視しながら美しい自然を守っていきたく思いますので、またご指導よろしくお願いいいたします。以上でございます。</p>
<p><b>8 番議員</b></p>	<p>私達も小海町の住民でありますし、私も水利組合という役を仰せつかっておりますのでこれからも共に切磋琢磨じゃないですけども、考えていきたいと思っております。それでは3番目の質問に移らせていただきます。林業センターの建て替えが始まる訳ですが、私は町公民館の跡地に建てられました町営住宅の時にも建設費が非常に高いのではないかと質問しましたが、町民、国民の皆さまから納めていただきました税金を資金とし造る訳です。しっかりとした計画で行わなければなりません。そして建物を造る際の検証がなければ</p>

	駄目だと思います。箱物を作る際のチェック機能はどうなっているかお伺いいたします。
産業建設課長	お答えいたします。建物を作る際のチェック機能はどうなっているかという事でございます。今回、建物を計画しておりますのは町の林業センター、観光交流拠点施設という事でやっております。この建物につきましては、町は一般社団法人の長野県観光機構と設計支援、工事監督支援の業務委託を結んでおります。実際の設計につきましては株式会社エーシーエ設計になります。こういった物件につきましては一担当職員が施設の設計や積算に対して妥当かどうか、適切であるかどうかを判断することは、非常に難しいことだと思います。このエーシーエ設計の設計積算が適切であるかを県の観光機構にチェックしていただいているところでございます。ですから無暗やたらに会社の言いなりなどという事はございません。またこれから林業センター、観光交流拠点施設整備が工事着手になりましたら観光機構の指導をいただきながら現場管理を適切に行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。
8番議員	議会の初日、補正予算の質疑応答の中で説明が不十分だとの意見が出ました。作る際の予算、構造、材料等を踏まえチェック機能が働き検証していれば説明が出来たことだと考えます。これからはしっかりとチェック機能を働かせ、どうせ人の金で作るのだからと町民に不信感を持たれないよう努力していただきたいものです。最後に町長一言これからの取組についてお考えをお願いします。
町長	おはようございます。傍聴者の皆さんお忙しい中ありがとうございます。最後にという事でございますので、私の考え方を申し上げます。以前、町の公民館の跡地に集合住宅を建築する際にも同じご指摘を頂戴いたしました。しかし若者定住の住宅、また子育て世代が入居するという事で隣との防音、あるいは2階建てという事で下への振動、こういったものをしっかり抑えて設計をしたという事で、やや高めだったかもしれませんが、それはきちんとした設計に基づいて施工する。当然私共も民間感覚、また貴重な町民の皆さんからお預かりしている税金を投入して事業を展開するという事でございますので、その点につきましては十分注意を図りそしてまた町民の皆さんからそういったご指摘、あるいは議会の皆さんからそういったご指摘を頂戴しないように今後もしっかり取り組んで参りたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上でございます。
8番議員	最後に町長の決意を聞きまして、これからも構造物を作る事が多々あると思

	<p>いますので一つその点よろしく願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第8番 篠原義従議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第 1 1 番 新津 孝徳 議員</u></b></p>	
議長	<p>次に第11番 新津孝徳議員の質問を許します。11番 新津孝徳君。</p>
11番議員	<p>第11番、新津孝徳でございます。先に提出いたしました通告書により質問をさせていただきます。本日は森林の整備、それから入札制度について、小規模業者の基準はという事で質問をしたいと思っております。資料をお願いした都合もございまして2番と3番が一緒になる事もございましてよろしくお願いたします。森林の整備についてお聞きしたいと思っております。皆さんご存知の様に小海町も見渡す限り森林と言ってもいいくらい森林に囲まれています。そしてそのほとんどがカラ松林であります。戦後の復旧と共に国が進めた事業であります。森林の果たす役割は木材の供給を始め、国土の保全、また最近世界的に注目を浴びている地球温暖化防止、水源のかん養など多面的機能を持っていることは申すまでもありません。それと同時に長い年月を掛けて育ててきた町民の財産であります。国も荒廃林集積事業として森林環境税を財源として林業の成長産業化を推進する政策方針をまとめています。所有者の高齢化などで各地の私有林が荒廃しており、こうした森林を意欲のある若い担い手や町村に集積する新制度を導入するのが柱であります。所有者が森林を適切に管理できない場合、市町村などの公的機関が一旦管理を受託し、意欲のある林業経営者に仲介する仕組みであり、託せる経営者がいなければ市町村が管理するとしています。また相続未登記の土地も増えており所有者の死亡後、登記名義人が妻や子供などの相続人に変更されていない農地、名義人と連絡が取れない農地も未登記の恐れが強いとされています。長野県も全国平均の2割を超え、30,808haと膨大な数字となっています。数世代に渡り名義変更をしていないケースもあるとみられ、農地の売買、賃貸の他、災害復興などにも影響があると懸念されております。国や県の話をしました、私たちの周りにも同様の事態が見られます。森林の整備をするには他人の土地を通らなければならない場合も数多くあり支障となっています。町内にも同じような事例があると思っておりますが、現状をどの程度把握しているのか産業建設課長にお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>お答え申し上げます。今、新津議員さん仰いました様に先祖代々育ててきた森林がいよいよ伐期を迎えても中々うまくいかないという実情は大変わか</p>

	<p>るところでございます。町では兼ねてより小海町造林事業補助金として国、県の補助を受けて行う間伐施業に関しましては、実施額の一割を森林組合経由にて給付しているところでございます。これで平成28年度には5件、26.99haの間伐施業に対し1,060千円ほどの補助を行いました。町内のカラ松を主体とした人工林の大部分がもう45年以上の物がほとんどでございます。成長期から収穫期、伐期を迎えつつある中で間伐施業から更新伐への移り変わりが今後見込まれてきます。現在産業建設課では造林事業補助金を更新伐の促進に適用させることも検討しております。小海町を管轄する南佐久中部森林組合では毎年職員を採用し、だんだん増加傾向にあり施業の需要に対応しております。職員が技術を習得するにはまだ時間が掛かるわけですが、需要に対応できるように今対策を職員が技術を習得するために一生懸命取り組んでいるという事でございます。森林組合以外の林業事業者につきましても若年の新規従業者が増えるなどの傾向が見られますが、大規模な施業の受注や補助金申請事務等を含んだ施業の受注には高い壁があると思います。現在森林組合では職員の採用、高性能機械の導入を積極的に進めており、補助金の申請事務等も専門的な業務も森林組合が担いつつ施業を森林組合とその他の森林事業者、町内の個人林業経営者ですけれども、そういう皆さんとともにやっているという状況でございます。私共役場としましても町内の個人林業経営者とも意見交換の場を持つなどしながら、今後どういった対策で整備を進めるか検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p>
<p>11番議員</p>	<p>ありがとうございました。今整備の状況を伺いましたが、私は今出来れば未登記の恐れがあったり、そういう所がどのくらいあるかという事が聞きたかったわけですが、またそれは後ほどお伺いします。私の経験からも非常に未登記の登記がまだされていない所があるのではないかと。これは制度的にも問題はありますけれども、やはり大変時間とお金が掛かることでありまして、今後若い人たちがどんどん出ていってしまうという事になるとどんどん進むと思いますのでその辺を懸念しているわけでございます。森林整備と言いますと間伐が主流となっています。森林組合や木材業者が頑張っていますが、鳥獣害対策の緩衝帯整備や隣の土地の成長したカラ松による日照不足の問題には多くの町民が悩んでいます。県の森林税の存続問題もありますが、是非とも続けていただき中山間地域の問題解消につなげていただきたいと思います。それには今まで述べたことを町が主体となって調査、研究し森林税を有効活用すべく県に働きかける必要があると思います。緩衝帯整</p>



	<p>備一つにしても5メートル幅などと言っていないで30メートル位とスッキリするようにしたい、見た目も素晴らしくなったと思えるようにする。意欲のある担い手作りにつながれば働く場所作りにもつながります。大きな地方創成の柱となります。積極的に取組み森林税活用の模範ともなるよう努めていただきたいと思いますが町の考えをお聞かせください。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。先日の信毎の記事にも載っておりましたが、森林税の導入で里山の間伐が、ある一定程度は進みましたが、国の制度などの変更の影響を受けて条件が困難な場所が未整備のまま残っているという記事が信毎に載っておりました。確かに私どもも捉えるところは同じでございます。先ほど申しましたけれども登記、未登記の関係、これ法的にも難しい壁があると思います。こちらにつきましては法律を良く勉強しながらなんとかクリア出来るように努力してまいりたいと思います。小海町の傾向としましては、やはり議員さん仰いました様に同一所有者で広い面積の施業を念頭に置いた現在の国の制度ではカバーしきれない部分も多くあります。県の森林税活用事業では国制度でカバーできない施業について一定の条件を満たすことで県の補助金が受けることが出来るようになっておりますが、予算の枠などの制限から十分に活用がされていないと考えます。いずれにいたしましても山主は植林をし、下刈りをし、間伐をして何十年もの間苦勞して育ててきた山林です。いくらかでも皆さんに利益が上がればと思うことは誰もが考えることだと思います。町では県からの意見聴取の機会などにより、効率的で使いやすい補助金の実施について町の要望、意見など色々述べてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p>
11番議員	<p>ありがとうございました。森林税の使い方問題から間伐事業が見直されているようですが、見方を変えれば他の事業にチャンスがあると思います。町づくり事業の一環として捉えていただき、長期振興計画に載るような事業展開を期待するところであります。美ノ輪荘の移築や林業センターの新築と違い固有な物でないだけに、取組み方も難しいかもしれません。職員の地味で実直な努力が求められるとも思いますが、最後に町長のお考えをお聞きしたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。近年山林そのものが伐期を迎えた山林、これらにつきまして非常に需要が高まり、また価格についても以前に比較すればまずまずの額に遠いわけですが、最近は大きく価格が伸びている。そういった事が森林の整備の意欲につながればと思っております。今、全伐をした後の更新伐についてもこれから大きな森林の課題の一つだろうと認識をしてお</p>

	<p>ります。当然、登記そういったものが出来ないと中々財産区とか町有林の場合にはまとまっておりますし、また各地区、例えば新津議員さんでしたら親川生産森林組合等のまとまっている所は即出来るわけでございますけれども、中々各個人の山林を集団化して事業を展開するという事については、支障をきたす場面も発生するかもしれません。しかし個人の権利という事でございますので、それらについてしっかりまた相続がスムーズに行えるような形がどうしたら良いのかなという事についても検討を加えてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても木材、カラ松の需要が増える。美ノ輪荘にも新たにこの地域のカラ松を建築材として使うという事でございます。需要が伸びることが山林を整備する意欲につながり、そしてまたこの素晴らしい山林を活かした町作りが出来ると認識しております。最初に新津議員さんが言ったように、このカラ松とまた山林というものを多面的に活用する。そしてまた尚且つ事業として出来るようなそういった事を森林組合と共に進めて行ければと思っておりますのでございます。以上です。</p>
11番議員	<p>ありがとうございました。国も力を入れ、県もまたこれから先5年間の森林税について今検討しているところだと思いますので、是非また町もチャンスと捉えまして一生懸命やっていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>11番質問の途中ですがここで休憩に入ります。11時15分まで休憩とします。 (ときに11時00分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。暑いようでしたら上着を脱いでいただいて構いません。一般質問11番 新津孝徳君の質問が途中でありますので、新津孝徳君の一般質問を許します。</p>
11番議員	<p>それでは引続きましてよろしくお願ひいたします。入札制度についてという事と小規模業者の基準についてこれら一緒に行います。小海町の入札制度これは今のところ私としてはA、B、C、Dとあるように思っておりますが、これについてお尋ねいたします。町内の大きな事業につきましては入札結果として町民に知らされますが、私がかねてからいろいろな場所で話をしてきましたが数千万円級の工事の落札率であります。ほとんどが90%台後半、100%に近い数字であります。中には100%の物件もありました。私にしてみれば驚きの数字であります。インパクトがありますので、資料請求をしてありますので申し訳ございません。資料の説明をお願いいたします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。事前に資料提出を求められておりましたので資料綴りの1ページをご覧ください。この表につきましては長野県と小海町の土木工事、表、上が長野県のものであります。その下の枠については小海町という事で土木工</p>

	<p>事一式と、またその下に建築工事一式の長野県と小海町、あと参考としまして舗装工事の長野県と小海町ということでもまとめてあります。この表の上段の部分ですけれども、こちらにつきましては長野県の入札等に参加を希望する者に対する資格基準です。それを元に作ったのが下の小海町という事になります。これを基準としまして町では副町長をトップとし、それから教育長、各課長で作る選定委員会で指名業者の選定を行っているという事でございます。こちらにつきましてはあくまでも県の基準という事で町では下の表、5,000千円以上の工事をA、B、それから5,000千円未満の工事をCからEというランク付けしておりますけれども、金額につきましては5,000千円、若干上がり下がりがあると解釈していただいても結構です。工事内容によってCからD、Eでも出来るというような仕事もあれば、そこら辺で調整と言いましょか、選定しているという事でございます。この県の表、一番上の県の表ですけれどもEランクの所に三石建設さんと関組さんがあるのですが、あとここに新津工務店さん、小海町にあるのですけれども新津工務店さん載っておりません。ここはあくまでも県の資格審査に申請が出されているという事で、新津工務店さんにつきましては出ていないという事でございますけれども町には指名願いが出ておりますので新津工務店さんも含めて一緒に入札をしているという事でございます。それから大きい工事で落札率が100%という事も仰いましたが、現在積算のシステム、業者さん持っているものが非常に良くできて条件等もしっかり公開、開示して積算してもらえ、という国の指導もでございます。それから国の指導としましては落札差金は作るなど指導もありますので業者さんの積算の能力が、非常に精度が高いというふうに理解しております。以上でございます。</p>
<p>11番議員</p>	<p>ありがとうございました。入札参加は指名業者でありランク付けによるその業者しか参加出来ない事です。今100%の話が出ましたけれどもこういう状況を町長はどういうふうに思っておりますか。お伺いいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>お答え申し上げます。当然この他にも管工事、あるいは建築工事等があるわけでございますけれども、今現在使っている設計のプログラム、これが町、あるいは県、国とまったく同じ基準のものを企業さんもお使いになっているという事でございます。それともう一点、今課長からも話がございましたけれども、以前はこういう言い方が正しいのか正しくないのかという事は別問題として、歩切というような事をしていました。ですから予定価格については長が決定をするという事をしていたわけですけれども、現在は国の指導、県の指導におきましてそういった事はまかりならん、こういった通達がまい</p>

	<p>りまして毎年その調査をしているところでございます。現在はほとんどの町村歩切という事はしていないという事でございます。当然、二回、三回あるいは二回の見積とこういった入札もあるわけですが入札については大原則として副町長をトップに指名した業者さんに公平公正にそして厳正に入札を行う、そして設計に基づいた完全な工事を施工していただく、これが最終の目的になろうかと思っているところでございます。</p>
11番議員	<p>今のプログラムとか色々話は出てきましたけれども、私は町民の皆さんと話をする中では、大変あの町側と町民の間の乖離感を否めないわけでございます。長い間のやり方という事で町職員は今説明された通り答弁にあった通りに思っておりますけれども、公平平等という事が頭にあっても今そうだという事でございますが、指名競争入札であります。この100%近い落札率のどこが競争入札といえるかと思うところでございます。ところで私が見てきたところの8年間ではこのA級業者は全然変わっておりませんが、方式として点数制とか色々なっておりますけれども、これはあの見直しといった事もあるのでしょうか。産業建設課長に伺います。</p>
産業建設課長	<p>A級からB級、C級に格下げがあるかというようなご質問かと思えます。当然ランクはこういう事で毎年経営審査とか仕事実績等々を踏まえまして点数を付けているわけでございます。こういった場合に重大な契約違反、例えば工期が守られないとか指名停止になるような案件、例えば安全管理が十分でなかった事による重大事故等が発生した場合には、当然いろいろな事案を考えながら指名停止になるかなと考えます。そういった場合には自ずとして点数が落ちてくるので今年A級であっても、B級なりC級なりに格下げになるという事は当然あると思えます。また町としましては土木工事、大規模業者とか小規模業者といった呼び方、特にしておりませんのでこの点数に基づいてランク分けしながら選定委員会で適正に選定して入札を行っているという状況でございます。以上です。</p>
11番議員	<p>最初のやつは説明に対しての事という事でお許し願ったのですけれども。よろしく願います。只今、格下げの話もございましたが私は格下げをしろとかそういう事では無いのですけれども、やはり町の将来を考えたときに、やはり頑張っている業者を引上げるという必要もあるんじゃないかと、方法はもちろん色々あると思えますけれども、町営住宅も北牧楽集館も全てA級業者であります。発注側も受手側も手順は当然その方が楽でしょうが、分離発注というやり方もございます。中小企業業者への配慮も欲しいと思えますがこの辺については、町はどのようなお考えがございませうでしょうか。お願い</p>

	します。
産業建設課長	土木工事に関しましては、例えば道路の安全確保を図るために緊急かつ迅速的に対応しなければならないような状況の際、また土地勘もあり機動力もあるという事でこういった場合にはCとかEランクの業者さんへお願いしご対応をいただいているところです。町としましても地元業者の育成という観点からも公平公正を担保しながら取組んでおります。また分離発注、分割発注という事でございますけれども、分割発注、例えば分割発注した場合には工事費が割高になるというデメリットもあります。また大工事になりますと工期の短縮をするために分割発注という手段も取ることもあります。建物につきましては建築の他に設備、電気などなどいろいろな業者さん、多分どこの現場も見ている限りでは大体下請けさんが入ってやっているといます。下請けさんにつきましても下請けを守るという適正な指導も国の法律としてありますので、下請け業者さんもしっかりそういう法令に従って守られているという事でございますので、事務の煩雑等も考えまして建物につきましては一括発注という方法で現在やっているところでございます。以上でございます。
11番議員	是非、分離発注や多くの町民への仕事が回るような配慮をお願いしたいと思います。そしてA級業者への高額な発注に対しましては、私は予定価格を10%位まではカットしてみる事も是非検討してみていただきたいと思います。町民と話した結果はこういう事でございますので、是非ともまた検討を一つしてみたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
議長	11番 新津孝徳君の質問を終わります。
<b>第2番 渡辺 均 議員</b>	
議長	次に第2番 渡辺均議員の質問を許します。2番 渡辺均君。
2番議員	2番の渡辺均でございます。始めに議長をお願いしたいのですが、私今朝方私の必要な資料を事務局の方に出しておまして、それがまだ配られていません。それは統計資料を少し整理したものですから、事前にそれをお配りしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
議長	それは許可します。事務局、必要な資料を出してください。
議長	今作成していますので、どうしますか。 終わってから質問しますか。

2番議員	時間はどのくらいかかりますか。
議長	5分ほどかかるそうです。
2番議員	では配られてからお願いできますでしょうか。
議長	では暫時休憩とします。
議長	休憩前に引き続き渡辺均君の質問を許します。
2番議員	改めて渡辺均でございます。今回私は初めてこの発言の場を得られました。およそ7年前に現町長と町長選挙を争って負けた経緯がありまして、その時に町作りには根本的に骨太の産業振興なり、地域作りが必要であるということをお訴えしましたが叶いませんでした。この7年間で町がどう変わってきたのか、もう一度精査してその実態をまず皆さんと共有したいと思っております。私スローライフ協会という学会に入っております、増田寛也さんという前の総務大臣が会長でございますけれども、増田さんが消滅都市というレポートを出して大変大きな社会問題になりましたけれども、その中で小海町も消滅の対象都市になりました。増田先生とどうやったらいいか考える中で先生が人口の移動をもう少し細かく調べなさいという指示を得ましたので、私なりに調べた結果を小海町の人口動態と将来展望という本にまとめました。これは長野にある女子短期大学の染谷先生と一緒に作ったもので、大学の研究レポートとしてまとめたものですが、その年に大学が調査研究レポートの発刊を見送りましたので、二人で信州小海町地元クラブという仮称を作って発刊したのですが、この資料は何名かの議員さん、それから町長にも渡してあります。読んだかどうかは分かりませんが、この中で取り上げられた資料を少し整理しますと、小海町の人口減少が非常に厳しい状況にあるという事をまずご理解いただきたい。今お配りしました資料の2枚目を見ていただきたいと思っております。まず国立社会保障人口問題研究所のいわゆる消滅都市の基礎データになった出産可能な女性が2040年に町に何人いるかという推定で、小海町は111名になっています。表1の数字です。要するに生産年齢がいなくなれば人口は当然増えるわけがない。町だけで単独で見ても中々比較にならないので南牧村、川上村と比較することにしました。その結果川上村は消滅都市の対象になっていないので数値が出ていませんが、南牧村は137名になっていて、小海町の111名より多くなっています。2番目に小海町と川上村の年代別人口構成を見ますと、小海町は就労可能な人口15歳から65歳未満が2,794名に対して川上村は3,204名です。就労者がいなくなるということは地場産業である地域を支える足腰の産業が弱まるということでございます。さらに人口の増減を川上村と比較しますと、小海町の落ち込みが非

常に大きい。それからこの事をさらに調べますと小海町は子どもが生まれる数が亡くなる数よりもはるかに少ない、自然増減と呼びますけれども、これが63人。川上村はわずか16人なのです。出生と死亡が比較的近い数字になっている。南牧村は40名です。それから昼間の人口と夜の人口、要するに小海に働きに来る人が何名いて、小海から働きに出る人が何名いるかという差。小海町は172名が働きに来ています。この172名の内訳については後ほど説明申し上げますけれども、川上村は63人外に出て行く人の方が多い。172名の内訳後で申し上げますが、この主たる事業は、私の推定では佐久病院の小海分院及び小海高校の教職員。ちなみに小海町の分院は約110名いまして、その内小海在住の職員は10数名になっています。小海高校の教職員44名いますが、小海に在住の教職員は数名でございます。それから雇用と就労の実態で就業者の総人口に占める割合、要するに何人働いているか。小海は半分の人が働いているけれども、川上村は7割の人が働いている。69%。南牧村は62%です。それから雇用のある業者、要するに人を雇っている事業所は、小海は134事業所で川上村は466事業所、南牧村は217事業所。逆に小海は雇用のない事業所が多い。それから人口世帯の特徴表6でいきますと、非常に高齢者世帯が多い。11.3%。川上村は7.6%。核家族世帯の割合も多くなっている。これを逆に読むと川上村は家族で暮らしているという世帯が多いということである。3.7人ですから約4人で暮らしている。南牧村は3.5人です。それからこういう就業状況が課税所得をどう表しているかといいますと、これは自治省の税務局調べですけれども、平均世帯課税所得、小海町は2,780千円であるのに対して川上村は4,720千円。南牧村は4,010千円。それから納税義務者、要するに仕事があつて収入を得ている人になりますけれども、小海は2,000人。川上村もほぼ2,000人。南牧村は1,355人。これを世帯人、何人納税義務者がいるかといいますと、小海は1人、川上村は1.5人、南牧村は1.35人。以上、いくつかの数表を見ましたけれども、実は小海町の人口減少というのが単に減っているという事だけではなくて、基礎的な地域を支える体力が著しく低下しているということがいえるわけでございます。私が危惧するのはこの数字と同時にこの数字に対する町当局の危機感というか緊張感というか、この事態にどう対処したらいいのかというそういう切迫感があまり感じられない事なのです。この人口減少の内容につきまして町長にお聞きします。7年間の取り組みに対してこのような事態にどのような効果が生み出されたのか。その中身をお示しいただくと同時に、できなければできなかった理由を述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長	<p>お答え申し上げます。私も2年前に小海町の人口動態と将来展望ということで今渡辺議員さんがお示しされた資料について頂戴いたしました。隅々まで熟読したわけではございませんけれども、所々気になるところ、また川上村さんとの比較という事で非常に今後の政策に必要な部分というものもございました。危機感が無いというようなお話を頂戴したわけですがけれども、昭和45年に過疎町村に指定されまして、約半世紀過疎脱却という事を旗印にずっと今日まで先輩の皆さん、また私自身7年間何とか人口減少を緩やかにする。そういったことに努力をしてきたつもりでございます。具体的にはまた後ほど総務課長の方から資料等もございますのでご説明をさせていただきますけれども、基本的には今もお話がございましたように自然減、出生と死亡、こういったことについて何とか子どもさんが生まれる。もちろんそこには結婚、そういった課題もあるわけですがけれども、そしてまた社会的な増。要するに昼間だけではなくて、定住する皆さんを小海町に何とか迎え入れる。それには移住定住ということもあるわけですがけれども、そういったことを地方創生総合戦略ということで人口のビジョンというものを立てまして、平成52年の人口を3,050ということで3,050人という計画を地方創生の人口ビジョンの中で作り、それに合わせた地方創生総合戦略というものを平成27年10月に策定をしたところでございます。当然人口の減少そのものは社会、また町の維持、また事業展開、商店街にしましてもいろいろなところに影響を及ぼす。ですから今現在全国各地で各市町村が何とか人口減少を食い止めよう。そういったことに力を注いでいるということでございます。確かに川上村さんは農業、レタスというもので大きな基盤を築き現在にいたっている。そういった点については非常に素晴らしい創生運営をしてきた結果であると私自身も見習わなければいけないし、また評価もしているところでございます。しかし、小海町の身丈に合い、そしてまた小海町としてできることを町民の皆さんと、また議会議員の皆さんとしっかり取り組んでいくという事が基本的なベースにあるのだらうと思っております。そういった中で基本的には子育てしやすい町、何とか若い皆さんが小海町に住んでいただきたい。それにはもちろん医療、あるいは保健福祉、そしてまた教育、こういったものが充実していないと中々小海町に移住定住をしていただけないと思っております。話は飛んで申し訳ありませんけれども、今年度中、平成30年の3月末には中部横断自動車道が八千穂高原インター、隣の佐久穂町まで開通いたします。それらを見越して本間の大田団地。一番小海町の北でございませけれども、そちらに19区画の宅地造成を行い、また公民館の跡地、あるいは旧</p>
----	---



教員住宅のあった栄荘の跡に住宅の建設をいたしました。合計で若者向けという事で12戸の住宅を建設し、そしてそういった中で5世帯の方が他町村から小海に移住してきていただいたということでございます。当然結婚推進、そしてまた佐久総合病院の小海分院、診療所。そういった点においては非常に恵まれていると私自身は思っていますし、またそういったことから健康長寿、要するにいつまでも少しでも長く住み慣れた地域で住み続けていただく、こういったことに力を注いできたところでございます。子育て支援の主なものとしては出産祝い金から始まりまして、医療費の問題、あるいは保育料の見直し、完全給食化、あるいは通学支援であるとか、子育て支援の住宅の取得の支援等、いろいろな事業を行いながらまた雇用定住促進事業ということでそれらもしながら何とか小海町に移住し、そして定住をしていただきたい。こういったことをずっと進めており、またあわせて今現在小海町に住んでいる皆さんが満足していただければ佐久市の方、あるいは他の方に移住してしまうということでございますけれども、そういったことも含めて政策の展開をしてきたところでございます。その内容につきましては後ほど総務課長の方から資料に基づいてご説明申し上げます。では成果はどうかというご質問でございます。当然そういったもの、19区画を造成しても現段階においてはまだ7区画の販売にとどまっている。今後住宅を建設していただければかけあいも来ていますので販売につながっていくと思っていますし、その成果というものは、私自身は期待できると思っています。また空き家の活用、あるいは地域おこし協力隊、こういった皆さんにもお越しをいただき新しい風を小海町の中に注いでいただく、こういったこともしてきました。しかしそれが目に見える形で成果としてどうだという渡辺議員さんからのご質問でございます。一つ一つの事業を展開し、そしてより良い方向に持っていく。当然最初に計画したものがそのままずっと最後まで続くということではなくて、修正すべきところは修正し、そしてまた新たなものを取り入れるところは取り入れながら小海町に合った形態でいきたいと思っています。確かにこの中で渡辺さんもおっしゃっていますが、東京への一極集中が非常に加速化している。そして地方社会の人口減がますます厳しい状況になるだろう。そういった中で一つの消滅団体、1市町村と指定された中でどのように町を支え、どのようなことをしていいたら良いかということをもう一度見直す機会であると、こういったご指摘もここにありますし、また幅広い面からいろいろな視点からこういった冊子にまとめていただいているということで、これらにつきまして職員にもまた回して今後の行政に活かせる

	<p>ところは活かしてまいりたいと、このように思っているところでございます。以上です。</p>
2番議員	<p>長い説明でありましたけれども、私の質問の本旨についてはほとんど答えられていません。7年間いろいろなことをやってきて、統計数字が示している事態の原因がどこにどうあるのか。それは子育てとか、個々の小さな施策でふるさと協力隊であるとかそういったことで対応できる範囲のレベルではなくて、もう少し町作りの根本に触れる形で、こうすればいいのではないかという方針が聞きたいのです。それをお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>当然基本的には川上村さんについては野菜だよということでございます。小海町においても農業、こういったものの基幹産業というものについてしっかり農協さんとともに取り組んでいかなければいけない。また先ほどもご質問出ましたけれども、林業につきましても中部森林組合で職員も大幅に増員されています。また森林そのものの木材の需要も非常に評価が上がっています。こういったものをいよいよ収穫伐期に近付いているという事で、これらについても大きな今後の町の発展の原動力になってくるだろうと思っています。またもう一点、観光につきましても松原湖、あるいは松原高原を中心という事でございますけれども、多くの皆さんに来ていただいています。今年はDCの信州キャンペーンということでございます。こういったところをしっかりと活かしながら今後リピーターとして多くの皆さんにお越しいただいて、交流人口の増につなげる方向に持ってまいりたいと思います。それともう一点、やはり住むということについては医療面、そしてまた教育面、これが重要だろうと思っています。特に教育につきましてもどこよりも早く先輩の皆さんが少人数学級を小学校で行っています。町の単独の先生をお願いしながら、子どもたちにきめ細かな教育ができる。こういったことも大きな目指す方向であると思っています。いずれにいたしましても働く場、産業の振興、そして健康福祉、住むところ、こういった3要素がしっかりしていかなないと人の流れは作れないと思っていますので、それらを基本に行政を進めてまいりたい。このように思っているところでございます。</p>
2番議員	<p>人口減少対策として取り組んだ事業、施策と事業効果について長々と説明いただきましたけれども、7年間で根本的なところで何も対策が講じられていないのではないかと。そのことが人口減少の歯止めになかなか反映ができていない。その原因はどこにあるのですか。そういうことを聞いているのだけれども、連綿として話が抽象的なレベルで掘り下げられてこない。この事に非常に忸怩たる思いありまして、私自身も質問するだけではなくてこれから提</p>

	<p>案もしていきますけれども、なぜ人口減少が起きるのか、あるいはなぜ農業が活性化できないのか、なぜ観光が、入込客が減ったのか、こういう原因をこうではないだろうか、こういうことも考えられるのではないか、こういうことではないのかというふうにきちっと精査して、原因を見極めながらしっかりした原因が把握できなければ効果的な対策は講じられないわけでして、今の町長の答弁では原因が示されないままこれをやった、これをやった。したがって対策が非常に抽象化してしまう。このことを反省材料としない限り、新たな町の取り組み、本年度の予算についても、あるいは長期振興計画についても何か砂上の楼閣のようなものになってしまう。ちなみに長期振興計画、先ほど町長は見直しながらやると言ったけれども、前期5年間の見直しが後期5年間の長期振興計画でほとんど反映されていない。読んでみれば一目瞭然でございます。形は作っても魂を入れなければ実効性は担保できないのです。そのことを肝に銘じて以降の質問に答えていただきたい。以上で3回目の質問を終了させていただきます。</p>
議 長	<p>ここで1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに12時04分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。2番 渡辺均君の一般質問、主旨2番から許可します。2番 渡辺均君。</p>
2 番 議 員	<p>2番の渡辺均でございます。午前中に引き続きまして私の質問を続けさせていただきます。午前中の最後に私はより人口減少の原因をしっかりと見極めることによってのみ根本的な過疎化の対策が講じられるのではないかということをお願いしましてその話を閉じました。このことはどういう事を意味しているかと言いますと、例えば過疎の原因に雇用機会の無さが指摘されます。これは私もよく耳にする言葉でしてこのこと自体は決して間違っていないと思っています。しかしながらもう一つの数値、午前中にお示ししました昼夜間人口の比率、表の5番です。小海町は172人の社会流入があります。出ていく人と入ってくる人の差です。この172人の主たる要因として小海分院の勤労者と小海高校の教職員があるのではないかと申し上げました。40人くらいと110人くらいですから概ね160人くらいが他所の町から小海にやってくるわけです。この160人は雇用されているわけです。雇用されているにもかかわらずなぜ町に住まないのか。ここに問題意識を持ったときに雇用以外の理由で町に住まない。雇用だけでは定住者は増やせないというふうな見方もできますし、雇用されていても町に住まないのであれば雇用が無いからという理由だけで人口の減少が進んでいるとはいえないのではないかと。</p>

	<p>当局に対してはなぜこれらの方々が町内に住まないのか。その細かな理由をぜひ確認していただきたい。私は冒頭で人口をより細かく分析するという中からこういう具体的な課題が見えてくるわけです。もし小海に雇用されていても小海に積極的に住む理由がないのであればそれは何なのか。逆に170人にぜひ小海に住んでくれよ。そういうことを言うためにどんなシナリオが、あるいはどんなメッセージが発せられることによってこれらの人たちが小海に住んでいただくことになるのか。それを組み立てるのが一番大事な事業計画の根本になると思うわけです。この根本の計画を具体化し実践するのが、あるいは姿形にして示すのが実は長期振興計画なり、ふるさと創生計画なり、そしてそれらの各論が予算に反映される必要があると思うのです。そのことが一体的に取り組まれているのかどうか。一点目は160人がなぜ小海に住まないのか。その原因をどのように町長は考えるのかお聞きしたい。あわせてそのことが長期振興計画に具体的にどのように示されたのかお答えいただきたいと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>お答えを申し上げます。今渡辺議員さんから小海町に働きに来ていただいている皆さんが実際には他所から160人います。差ですのもっといえるわけですが、当然その皆さんの調査を行うということでございます。確かにそれは佐久市に住宅を構えているから、あるいは佐久穂町に住宅があるから、こういった皆さんもおられるでしょうし、逆に小海町に住宅があつてそして佐久総合病院の本院、あるいは違う学校の先生として活躍されている皆さんもおられる。そういったことについて何が原因でどんなことで小海町に職場がありながら住まないのか。それはもしかしたら数年後にはまた違うところに行くからという理由もあるかもしれませんが、それらについては聞いてみる必要があるのではないかと考えています。ばら撒きと言われてしまえばそういうふうになってしまうかもしれませんが、今年度から、移住定住促進という事で小海町にお勤めの方が、あるいは小海町以外でもいいのですけれども、小海に住んでいただければ1カ月、3年間ですけれどもPネット券で助成をしますのでぜひ小海町が職場であるならば小海町に住んでいただきたい、こういった政策もしています。ただ、今渡辺議員さんからお話を伺ったように、原因を見極めないでそして次のステップへ行ってもそれは対策にもならないし、成果としてあがってこないというご指摘を今頂戴いたしました。ただ、私も漠然としたわけではなくて、長期計画振興審議会という委員会の中でご議論を頂戴し、一つの町の将来に向けて計画を立てたということでございます。当然町の平成29年度の予算につきましてもそれぞ</p>

	<p>れ小海町に移住定住、あるいは小海町に住んでいただきたい、こういったことについて予算に計上させていただいています。具体的に一つ一つは申し上げられませんが、地方創生の中でそういったことを考えながら基本的には行政を進めているということでございます。調査につきましては例えば一つの職場だけをとらえてご意見を聞くという事についてはそんなに難しいことではございませんので、そういった方はこういった考え方を持っているのかということについては聞いてみたいと思っています。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>今具体的な調査活動をするということをご答弁いただきましてありがとうございます。なぜかっていうことをより包括的にとらえて町づくりの各論を積み上げていく、その移住定住の促進策としてお金を支援すると言いましたけれども、もし小海町にお金でつられてという言い方は失礼ですが、補助があるから来るという方はその方の移住のモチベーションというのは補助が無ければ出ていくということの裏返しなのです。したがって世間どこでもお金を出すところはあります。そういう方々はお金がより多いところに流れていく。町の財政事情がいいところにそれでは町村間競争は負けます。そういう意味合いではなくて、小海町にしかないもの、小海だからこそのもの、それをきちっと見極めてそれが何か。そこを皆で検討して、なるほど、それならいいかもしれない。そういう手順、段取りをぜひとっていただきたい。それでその調査を行うに当たって長期振興計画の中では町の皆さん、そうそうたるメンバーで学識経験者や有識者が入って検討したとありますけれども、細かなところはまた課長さんたちと私も膝詰め談判しながら詰めさせていただくとして、その長期振興計画がいかにかみで作られていたかという一例を示しますと、例えば観光入込客が33万人くらいの人を想定しているのです。これは長期振興計画の22ページを見ていただければわかります。果たしてこの数字は誰がどこでどういうふうに積算した数字なのか。私はこの調査レポートを作るときに旅館の皆さんにもお聞きしました。多分この数字は県の観光から数字を持ってきたのだらうと思うのです。細かく課長さんに問うことは時間が無いのでやめますけれども、私も県の観光課で聞いてくれと町の方から言われた経緯があります。県の観光課に問い合わせたら何と答えたか。市町村からあがってくる数字をまとめているだけです。こういう数字を元にして観光振興の計画を作っても意味が無い。実際に観光業に携わっている方々が33、34万人という数字を実感として受け止めているかどうか。午前中にも申し上げましたけれども、仏を作るのはいいけれども魂が入らないのですこれでは。なるほどと思わせるような絵を描かなければ</p>

	<p>誰も担い手たる人はついてこない。ついては移住者も定住者もそういう町なんだと言われかねないわけです。長期振興計画をつぶさに見ましたけれども、非常に荒い作りこみがなされています。丁寧ではないのです。慎重ではないのです。私は飯館村の支援で飯館村の村作りというのは、震災前は非常に有名な村作りだったのです。これは町長も飯館村の菅野さんの話を聞いていますと思いますけれども、あそこの村作りはまていにと言います。小海はまていさが足りないのではないかというふうに考えますがご参考にさせていただきたいと思います。長期振興計画をベースにしながら具体的にどういう事業をしていったらいいかということこれから話していきますけれども、今年度予算にはどのようにうたわれているのかというので、先ほど町長は長振に書かれているということで、これはまた個々にやっていると非常に手間暇、時間がかかるので個別に取り上げませんけれども、3番目の農業振興と雇用機会の増加についての方に入らせていただきます。まず川上村の農業がなぜ活力を持っているのか。成功の原因、逆に小海の農業がなぜ、こういう言葉を使ったら頑張っている農家に失礼ですけれども、負け組農業というようなことになっているのか。そこの彼我の差を町長はどのようにお考えなのかお聞かせください。</p>
<p>町長</p>	<p>今のご質問にお答えする前に、移住という事について先ほど少しばら撒きという話をしましたけれども、そういった形でお越しいただくのではない。小海町に観光でも、あるいはお仕事でも小海にまず来ていただく。そして小海を好きになっていただく。そして小海の温かさを知っていただいて、願わくば移住定住をしていただく。こういったことが私の考え方としては基本的な考え方です。何かで釣ろうとか何かをぶら下げてそれによって云々かんぬんという気持ちは毛頭ないわけですがけれども、ただしその手段の一つとして来やすい環境を整えていくということがそれも一つの政策だろうということにご理解をいただければありがたいなと思っています。川上村と小海町の農業の違いということですが、それは例えばJAさんが、長野八ヶ岳がありまして、そして川上村にはその他二つの農協がございます。そして販売額についても小海支所につきましては、販売額については約年間25億円くらい。そして川上村は独自で大きな出荷額を持っています。渡辺さんのこの冊子にもそういったことが書いてあるわけですがけれども、厳しい中で見出し、そして農業を村の産業として皆で汗をかき、育てている。そういったことによって今の川上村がある。しかし小海の農業につきましては、どうしても農業だけというわけには今日までいかなかったと私は思っています。当然観光</p>

	<p>もあり、そしてまた佐久市の方、あるいは事業所が先ほどの統計資料からいくと川上村よりも少ないという統計資料ではございますけれども、サービス業であるとかそういった仕事が幅広いという部分もございます。ですから基幹産業が農業であり、そして村民の皆さん農業で、レタスで村興しをし、村作りをし、そして生活の基盤を築いていこうという意気込みと強みが小海も川上村には負けないくらいの大規模な農家も実際にございます。販売額も上回る農家もたくさんあるわけですが、その辺の感じ方というものについてはそれぞれ思うところが若干違うのではないかと。ただ小海町に川上村のそれをそのまま当てはめるとということについては若干無理があるのではないかと考えています。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>小海には観光とか社会サービス関係の産業があって、農業があるというのは百も承知の上で、農業だけについてなぜ川上村がかくもブランド化し、元気があるのか。その原因をお尋ねしたわけですが、一つの答えらしきものとしては、規模の大きさというのは指摘されたかと思えます。実はまさに規模の大きさというのが川上村農業を勝ち組農業に導いた大きな要因でございまして、例えば米で言えば1畝、2畝の田んぼ、一反歩、二反歩の田んぼを作っているより、1町、2町の大規模な田畑で耕作の方が産業効率が良いし、栽培コストは安くなる。要するに戦後の日本の産業で大量生産、大量消費というこの経済社会の枠組みの中で川上村は大量生産ということにマッチしたがゆえに勝ち組になれたわけです。ところが小海は残念ながら川上村、南牧村のように大規模な農地がないがゆえに、一部の大規模農家は確かに生き残っていますが、大半の農家はこの大量生産、大量消費という経済社会の枠組みの中から取り残されて負け組になって農業者の減少につながっているわけです。このことをベースに、では地域農業をどのように再生していくのか。それは大量生産、大量消費という経済社会に与さない新しい経済という枠組みを小海は作ってそれを一つの武器にして地域農業をもう一度再生していくという方針が基本かなと私は思っています。そのことが実は長期振興計画にほとんど示されていない。とられている施策の多くが農道の整備、いわゆるかつて農業構造改善事業ということが一生懸命やられていかに効率よく農産物を出荷できる体制を作るか。これは大量生産が農家の所得を増やした時代の施策でございます。今は物が余っている時代、大量生産、大量消費を上回る大量生産が生じてその結果大量廃棄が生じ、環境問題が生じているわけです。こういう認識を持ったときに出てきたのが農業6次産業化という安倍総理の農業成長戦略でございます。多分ここの事を念頭に置きな</p>

	<p>がら町長は農産物の加工施設なんかを整備されたのだらうと思うのですが、建物、箱物はできたけれども、具体的に6次産業化ということをとどのようにとられて、どういうことをやれば農家が小規模農家でも食べていける農業になるのか、そのところを町長の見解をお聞かせいただきたい。</p>
町長	<p>当然その原点には消費者の皆さんが求めるもの、そして消費者の皆さんに喜ばれるものという原点があるかと思えます。当然小規模であってもそういったものを栽培する、あるいはそれを活かして6次産業化によって付加価値をつけて基盤を作っていくという事になるかと思えます。当然民間でもたくさんの方の企業の方が、例えば野沢菜一つにしても同じだと思いますし、ジャム類であるとか、あるいは加工品、そういったものについても民間でも6次産業化についてやられています。町の中にもそういった企業さんがあるわけですが、町は当然直売所の中で例えば遊休農地を有効に活用する、あるいは大規模農業ができない皆さんにこの地に合った適地適作ではありませんけれども、そういったものを生産していただく、そしてそれに付加価値をつける。そしてこれまで特産品として主にはそばと鞍掛豆を中心に今日までやってきたということでございます。当然それぞれその年によって生産量が大幅に違う、なかなか安定した生産量を確保するという事についても難しい部分はあるのですが、鞍掛豆については生産者も増え、そして生産量もある程度安定してきているというのも事実でございます。そこで今渡辺議員さんがおっしゃったように6次産業化ということでそれを加工し、そして販売拡大を図っていく。現時点において成功しているというものについては豆腐とか納豆とかウィンナーとか、あるいはきな粉とか炒り豆、あるいは浸し豆、こういったものがあるわけですが、当然今後もそういったものを直売所の会の皆さんはもちろんですけれども、いろいろな指導者の力もお借りしながらより充実し、そして付加価値をつけて販売促進を図っていくということ。そして直売所が拡大になった。ですから直売所の会の皆さんを中心に行政と一緒に販売額を少しでも消費者の皆さんに喜んでいただく、あるいは買っていただけるものを作っていくということが基本的な考え方でございます。</p>
2番議員	<p>今町長はそばとか鞍掛豆だとか、栽培で遊休農地にある程度手が入りつつある、生産の安定化が図られつつあるというふうにおっしゃられました。また豆腐、納豆も成功しているとおっしゃいましたけれども、これは本当にそう思われているのかどうか、ご判断いただきたい一点目です。私の認識はまだまだ全然追いつかない。そば、鞍掛豆については、とりわけそばについては</p>



	<p>町が一定の補助を出して買い取っているからその値段だったらやる。補助が無くなればやめる。先ほどお金が出るのなら来るけど、お金が出ないなら来ない。それはいかなものかという町長の言葉がありましたけれども、それはそのままそばの事業にも言えるわけです。実際そばは買い取り価格を下げたら生産者が減った現実が私はあるのではないかと思って、それで今年また単価を上げたのではないか。結局これは持ち出しなわけです。自立という事はやはり出口、販路がきちっと整理されて作っても売れる、あるいは買い取ってくれる人がいる、しかも市場原理に則して、逆にいえば市場原理に則していないと持続性が担保できないわけです。未来永劫町が補助を出すのならそれはそれで腹をくくった答弁をいただきたいと思いますが、決してそれは許されることではないし、また事業を立ち上げるという意味からも補助金前提にした事業というのは不健全であります。したがってそもそも成功しているという認識自体が私は大きな間違いではないかと思うのですけれども、私の認識では消費者に満足と言うけれども、消費者自体が減少している。さらにありていに言えば佐久市方面に買い物がどんどん流れて行っている現実の中で、どうやって地元を引き留めるのか。このシナリオが作られていなければ出口が作れないわけです。この事を踏まえながら加工販売促進事業、6次化というものにどのように具体的に取り組んでいくのか。そこをしっかりとご答弁いただきたいと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>確かに今渡辺議員さんおっしゃった通りでございます。平成29年度の予算の中でもそば一つとりましても、町から約850千円の予算を計上してございます。というのは生産した時に今おっしゃったようにまずは生産者に頑張っていたきたいということで助成的な形で予算化をさせていただいています。それが今おっしゃるように未来永劫こういったことがずっと続けられるのかということになればそれはまたそれでやはり難しいことが出てくるかもしれません。ただし、まだ道半ばの部分がございますので、まず原料を確保する、そういったことが重要であると思っています。加工品につきましては、例えば昨日も少し直売所の方に行ったわけでございますけれども、レタスを使ったジュースの試作品、あるいは鞍掛豆のきな粉を少し使い、そして豆乳を使ったプリン、また花豆を原料とするプリンの試作品を作っていました。当然それを一つ120円ということでございますけれども、消費者の皆さんに、お越しいただく皆さんに食べていただいてこれは美味しいね、あるいはこれはもう少しこうした方がより喜ばれるのではないですかとか、そういった直売所の膝を交えての会話ができるというのも大きな利点であ</p>

	<p>ると私は思っています。そういった試作品をどんどん作っていただいて、そしてその中から販路が拡大できるような加工品を作り出していき、そういったことに今の段階においては努力している。もちろんこれからもそれを例えば銀座長野であるとか、違うところに持って行って販売、販路を拡大する。こういったことが必要であると思っています。そういったところで認知されて、その段階がまず第一歩の成功だろうと私は思っています。ただ今一生懸命頑張ってそれに向けて奮闘しておられる直売所の会の皆さんに本当に感謝するとともにこれからも頑張りたい。またそれに対して行政もできることはしっかり一緒にやっていくということだろうと思っているところでございます。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>今最後に行政も支援するというのをいただきましたので、一点だけ付け加えさせてこの項の質問をもう3回目になるかと思しますので終わりにいたしますけれども、行政の支援策として販売促進活動で最も重要なことはそれを担う人材の育成なのです。物を作る事は今の直売所の会の皆さんは非常に得意でございます。一番不得手なのが有利販売に導く手立てを講じられていないということです。基本的な認識は今物が余っている、物余り市場の中でどういう切り口で商品を作ったらお客さんが価値を認めて買ってくれるのか。その認識をしっかり認識なりそのノウハウを持った人が関わらないとそら豆のプリンであるとか、もう過去私はブランド推進協議会に入って約10年、その間にいろいろな商品が出て、出たは消え、出たは消え。これは小海だけではございません。全国の6次産業化プランナーというのがみんな新しい商品を提案しては1年後、2年後に消えてなくなる。8割、9割無くなっている現実があります。それは6次産業化の政策の中に販路開拓というのが、非常に位置づけが甘いからであります。したがって行政支援の在り方の一点として、ぜひ直売所の会の皆さんの中で販売に長けた人材をしっかり支えていただきたいと思います。それはノウハウの試験をやって受かるとかではなくて、現場から学ぶしかないので。その人材に例えばふるさと協力隊のような形で1年、2年責任を持たせて、その代り手当は多少でもいいから保障しますよ。総務省が全国の市町村に派遣しているような制度を小海町で1,000千円でも1,500千円でもいいから、一人分でもいいから、あなた1年、2年やって直売所の会こうみプチマルシェを店長として支えて販路開拓をやってほしい。販路開拓するにはどうしても情報戦略が必要で情報発信をどうするか。小海のそら豆は他のそら豆とどこがどう違うのか。それなら小海のそら豆を買おうという切り口でセンスのある人材を投与する。ここに英断を町長さんにお願</p>

	<p>             いたい。そうしないとそばも鞍掛豆も私の認識では早晚消えて無くなります。今の小海の消費人口があのお店を支えるだけのものがない。3,000人、4,000人が消費需要である規模の施設が一目見て支えられる内実は伴っていません。ではどうするのか。積極的に外販するしかないのです。お客さんを待っているだけではなくて、売りに行く。それは町長の頭では銀座長野に行けば売れるだろう。それでは売れません。はっきり言って。板橋に行って売った成果がどこかに出ましたか。その後板橋からオーダーが来ましたか。イベントだけでやっても駄目なのです。そこをしっかりとやるなどは言っていません。それを経験させて駄目だったことを理解させてPlan、Do、Check、そしてAction。PDCAサイクルというのがあります。それを1回、2回やらせてそれまでは町も我慢です。それをぜひ町長にお願いしたいと思います。           </p> <p>             続きまして観光振興の方に話を進めさせていただきたいと思います。先ほども観光振興の件で35万人くらいの入込と言いましたけれども、まずここでも観光を支えている民宿、旅館。民宿はもうほとんど経営されていないはずなのですけれども、旅館、3件、4件の旅館。それから当面緊急課題になっているDCキャンペーンがあるかと思えますけれども、これにどんなふうに取り組んで今の旅館の皆さんが抱えている問題を咀嚼しながら新たな観光拠点としての整備を進めるのか。西の玄関口として林業センターがあるようだけれども、その林業センターの事業計画も1番目の議員さんも質問されましたけれども、事業計画がほとんどないに等しいわけです。ましてや建物も当初計画と実施計画でずれがある。私は駐車場の規模すら説明できない事業計画は本来やめるべきだと思っていましたけれども、せっかく国の予算を町の皆さんが頑張って取ってきてくれたのであれば、やはりこれはこれで受け止めましょうということ賛成したわけですが、今からでも遅くないから早急にどういう運営をしてどういう事業収益を見込むのか、そういう検討を早急に進めさせていただきたいと思っています。ついては現在の観光の状況を町長はどのように考えておられるのか。新しい観光という事が取り込まれていまして、それはどのようなイメージを抱いた観光なのか町長にお聞きしたい。           </p>
<p>町長</p>	<p>             お答え申し上げます。観光という面においては昔の話をしてもしょうがありませんけれども、松原湖にスケート客が黙っていてもどんどんお客さんが入りきれないほど来た。あるいはスキーにしてもリエックススキーバレーがオープンした時には国道でお客さんをシャットアウト。もういっぱい入れませんよ。そのようなことをするほどお客さんが見えになった。しかし今は新しい観光、要するに団体旅行というよりは仲間で、あるいは家族で、ある           </p>

	<p>いは個人で。こういったもの。それともう一つはアウトドア的な、ここ20年ほどオートキャンプ場についても多くのお客さんに来ていただいております。そういったアウトドア、あるいは自然を一人で楽しむ、こういった時代に入ったのだらうと思っています。今年の5月18日から広報がスタートしたわけですが、7月1日からDCのキャンペーンが始まる、そして白駒の池がそのメイン会場の長野県飯山ともう一つということでこの2箇所が一つのメインの会場ですよという事でございます。当然それについては本年度の当初予算、そして今回の補正予算にもお願いをさせていただいているところでございます。当然多くの観光客にお越しいただく、そして満足してお帰りいただき、そしてリピーターとして2度、3度また違うメンバーを連れて小海というところはいいところだよ、だからまた一緒に行こうよ。そういうような形にできる。ある面においては大きなチャンスだという事でシャトルバス等、県の補助金も頂戴しましたけれども、小海の駅から白駒の池へ、あるいはリエックスさんの駐車場から白駒の池へ、こういった形で予算を計上したという事でございます。当然その際に林業センターの前も通るわけですが、林業センターそのものにつきましては以前から老朽化が進んできたということで今駐車場のスペースも何台止められるのかわからないじゃないかという厳しいご指摘も頂戴しましたけれども、今の規模よりも小さくなる。最低でも今の駐車スペースというものは確保でき、当然新装する上により多くの皆さんを迎えるという事で当然効率的な駐車スペースを効率的に利用できるような形を整えてまいりたいと思っています。中部横断自動車道が今年度中に八千穂高原インターまで延伸されます。そこで降りたお客さんは141号線に降りるか、あるいは国道299号線を西に向かうか。そしてあの林業センターのところで茅野の方に行くのか。あるいは松原に降りていただけなのか。それを少しでも、また逆に諏訪側から来たお客さんに対しても何とか松原の方に一人でも多くの皆さんを導きたい、誘導したいというのが一つの大きな目的の一つでございます。やはり今は団体さん、あるいはそういったものよりも個人、あるいはグループ、あるいは家族、仲間、小さなグループが多いと思います。そういった意味でこのデスティネーションキャンペーンが次の誘客につながるように取り組んでまいりたい、このように思っています。以上です。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>非常に私が聞く限り通り一遍の話で、各論が全然見えてこない。例えば小海はいいところだ。何も私は悪いところを言おうとは思ってはいないけれども、小海の良いところって何なのだ。多くの人にPRする。どういう方法でや</p>

るのか。チラシを作ればPRになるのか。インターネットで流せばPRになるのか。小海町のホームページのトップページというのはどの程度有効に利活用されているのか。開いた事があるのかどうかわかりませんが、あのページを見て小海はいいところだ、来てみようという気になる人がそもそもどれだけいるのか。私は非常に建前としてなるほどということを言いつつも、その実効性。実効性というのは二つの意味があって、一つは行くという字を書いた実行力と効果という字を書いた実効力がある。その実効性についてどれだけ検証されて一つの施策が展開されているのか。先ほどPDCAの話をしましたけれども、計画を立てて、やってみて、その成果を検証して、過不足を以降の活動にどう活かしていくのか。そういうプロセスが非常に欠けている。例えばDCキャンペーンは7、8年前にも長野県で行われました。その時に小海もそれに参加しています。私が一応村長をやっている八峰村でもその体験宿泊で何名か受入れました。八峰村ではそれを踏まえながら以降の展開をそれなりにしてきているつもりでございますけれども、その7、8年前のDCキャンペーンの成果が今回のDCキャンペーンの取り組みにどのように反映されているのか。何を観光客の心に訴える切り口として想定しているのか。例えば観光協会と地元商工会と役場の観光担当と、あるいは温泉旅館の担当者。どういう手順、段取りでそういうことを検討したのか。そのプロセスが見えない。要するにPDCAのプロセスが見えていないという感じがしていつまでも堂々巡りをしているのではないかと。これは特産品開発でも一緒でございます。作っては補助が無くなり止め、また新たに新しい何かを持ってきて作って、予算を出してやって、国の予算を使って、予算が無くなったら消えていく。これは私だけではなくて、ラー油にんにくにしてもそばにしても多々あったことと理解しています。ただここでそれを総括するわけではないので、この観光に絡む話としては一点、ふるさと協力隊も3人、4人来ていまして、その方たちは小海の良さも悪さも一番外の目線で見ることが出来る。私たちは外の目線で町の資産を評価しないと、来るのは外の人ですから、その評価基準をベースにして事業を立ち上げる。例えばパンフレットも外の人で作り上げる。町の人がそら豆美味しいよと言っても外の人があるようなものは美味しくないと言ったらそれまでの話です。外の目線でどうやって情報戦略を組み立てていくのか。ぜひ外から来た若い力を活かしながら、観光でも若い方来たようだし、森林組合にも直売の会のマルシェにも来ているので、そういう方を最大限活かして、その方たちの意向になるべく沿う形で展開してほしいことをお願いして観光の問題については質問を閉じ

たいと思います。

次に小海高校の存続について至急に検討していただきたいと思います。お手元の資料の3を見ていただきたいのですが、3月の末に長野県の県教委の方から高校の再編の資料、方針が出されて、なぜ緊急かと言うと、6月の県議会である程度実名を使った高校再編の計画を出すというふうに言っていて、その資料でございます。学びの改革基本構想について。読んでみると長くなりますので、私これをベースにしながら次のページ、資料を読んでまとめ直しました。まず左上の四角の中で児童数の激減に対する高校再編の目安としてその四角の中で主たる県教委の方針をまとめています。県では高校を四つのタイプで再編する。①、②、③、④の中山間地特定高校というのが④なので、穴が空いてしまって④が見えないかもしれませんが、結論から言うと私はとにかく小海高校は絶対残さなければいけない。なぜなら40人の教職員の雇用確保をしているわけですし、また南佐久においては唯一の高校なわけです。したがって中山間地特定高校としての認定を受けるのですけれども、今の県教委の方は人口が減って生徒数が減ることによって再編するというマイナスをいかに減らすかという視点での再編と、プラスアルファして、より地域振興に資する高校ならば存続を認めるという一つの方針を出しています。この二つの方針を県教委に先駆けて小海町は地域振興ではこういう高校を育てていくから県教委さんぜひ認めてほしい。あわせて生徒、それが達成できれば生徒数の減少も克服できるのだという意を書きました。重要なことは12月の議会、3月の議会でもこの件検討されたようですが、定員数が減るからそれでは困るから40人という数字を35人にしてくれというのはどちらかと言えば後ろ向きに私は感じがして、そんなことよりより積極的に小海高校をこういう地域社会、地場産業の振興に資する高校にできるのだから、そういう方向として中山間地特定校に認めるべきだ。認めてしかるべきだという県教委にお願いではなくて、県教委が考えていることを先取りするような形で提案していただきたい。これは今議会で私は町長からぜひ県教委に小海は小海高校とこういう持ちつ持たれつの関係で取り組むから、県議会の定例会の中ではそのことを念頭に置いて議論してほしいというふうに提案していただきたいのです。その渡辺試案のようなものを作りました。これを作るにあたって先般同じような状況を抱えている長野県の白馬村に行ってみました。白馬高校ではやはり小海高校と同じように生徒数が減って学級が二つになってしまう。二つの学級になると存続消滅の対象になるわけですが、それを克服するために二つのクラスを用意した。一つは

何と言っても今の父兄は良い悪いは別として、東京大学に何人入れる高校に行かせられるかということが大きな目標になっていて、高校進学、大学進学率が高校の評価の大きな柱になっていますので、これは良い悪いはともかく否定できない。したがって進学を指導する地域社会のバックアップを全面的に行うことが必要で、白馬村でもこれを積極的に行っています。並行して進学校だけで勝負するのであれば麻布や開成に行けばいいわけです。なぜ小海高校でなければならないのか。それは小海高校には別のクラスがあるのだ。二つのクラスを想定しました。一つは地元の農業。高地高冷型農業。これを支える人材を育成するのだ。県ではスーパープロフェッショナルハイスクールというSPHS。僕はカタカナが嫌いなのだけれども、県が書いているから書きましたけれども、これに農業をくっつけてアグリカルチャーASPHSなるものを作って、川上村、南牧村では後継者がしっかりいますのでその後継者のさらなるスキルアップを目指した、かつて南佐久実業高校があったようにもう一度地域産業に密着した高校教育。さらに高校を上に行くスーパー高校生を作り出していく学級を作る。これによって白馬高校は何をやっているかという国際観光学科というのを作っています。白馬村は観光立村なのでそれに国際化を図っていくということで海外からの留学生を含めて学級を作り、募集を倍くらい上回る受験応募があったそうです。では小海で観光化というとなかなかそこまではいかないので、やはり地場産業である農業が基本であろうということで農業を一つの大きな魅力にしたクラスを作って、そのクラスに大学を巻き込んで小海農業学科からは東京農大に何人行けますよ。東工農大に何人行けますよ。明治大学の農学部は何人行けますよ。あるいは信州大学の農林学科に何人行けますよ。そういう姿勢学を取る運動を進めていく。それを支える進学塾を町として取り込んでいくという高校存続に向けた取り組みをしたい。もう一つは今日の日本社会で大きなテーマになっているのがインバウンド。国際化という話です。南佐久郡内で海外からの研修を名目にした安価な労働力が1000人くらい入っています。非常にねじれた関係でできているのですけれども、研修にまじめに取り組んでいる人たちもいると思うのです。なぜなら川上村や南牧村の篤農家が冬の間はカンボジアやあちらへ行って農業研修をしているわけです。そういう事情があるので、逆にそういう東南アジア諸国の高地高冷で農業を営む若者たちを小海高校に30人、40人入れて語学研修と農業研修をしていく。インターンなりオンザジョブトレーニング。農作業も当然してもらいます。時には労働力としても使ってもらいます。そういう形で、地域でウィンウィンの関係を作っていく。こうい

	<p>う高校の旗揚げをぜひ進めていただきたい。一番右下に学校が地域を支え、地域が学校を支える。地域の自立を牽引、先導する小海高校。こういったものを作っていきたい。この高校を作るにあたっては中学校との連携も不可欠です。中高一貫というのが非常に叫ばれていて、では組合立の小海中学校は今どうなっているのか。もう時間も押していますから程々にあげますけれども、中高一貫で、私は強いて言えば小中高一貫を進めたい。中高一貫はもう古い。言ってみれば。これは麻布開成で十分なのです。諏訪青陵高校もやりました。野沢北高校もその検討会をしたかのごとく聞いていますけれども、私は中高一貫ではなくて、小中高一貫。あるいはある市町村では15年教育というのを打ち出して小学校入学前の3カ年を足して幼児教育ですね。3年、6年、3年、3年。こういう斬新な教育理念を下にして町の教育を考え直している。実はこういう教育理念を、アドバルーンをあげることによって初めてこういう小海だったら私の子どもも育てたい。こういう教育理念の下で私は自分の子ども、娘や息子を育てたい。そういう親が東京には間違いなくいる。こういう戦略的、戦術的な枠組みを基本にしながら県教委ともスクラムを組んで、中学は地元の教育委員会ですから、中高の連携の中で活動を進めていくことによって、5年後、10年後に教育を通じた地域づくりの太い柱ができてくるのではないかと考えているのですが、これらの一連の考えについて町長の考えを聞かせてください。</p>
<p>町 長</p>	<p>県の教育委員会のお話を私もお聞きする機会がございました。前回は高校の再編という事でいろいろな議論をし、そして30年を持ってそれが一区切りになる。そして今度は今渡辺議員さんがお示しをした学びの改革ということでその基本構想が秋には仕上がり、今年度末には正式なものとして表に出てくる。そしてその過程の中で今おっしゃったように一番左上の枠に書いてありますけれども、それぞれの学校がそういうふうが決まる。一つの判断材料。そして我が町にある小海高校については中山間地の存立特定高校に指定されるのではないかとというのが今の見方ということでございます。その場合にクラス数ではなくて、そこで何をすることが大事だというお話もお聞きしました。そして今南佐久唯一の高校であり、町の議会もその存続について3月の定例議会の中で県知事に要望書をあげたところでございますけれども、それを当然この地域の子どもたち、また白馬高校のように全国から生徒が来ていただけるような、そういう高校にという今お話でございましてけれども、多分7月に入っていると思いますけれども、9通学区、要するに以前12通学区の中で説明会を県の教育委員会としては開催したい。それで多くの皆様のご意</p>



	<p>見をお聞きしたいというようなお話をいただいたところでございます。今おっしゃったように魅力ある高校作りということが存続させるためには大きな課題であるという事は誰もが同じだと思いますけれども、そういった中で小海町、あるいはこの地域で何がと言ったときに今お話がありました農業、あるいは林業かと思えます。学びの場としてどういった方向に持っていくのが一番良いのかということについてはこれから議論を深めていく。今渡辺議員さんおっしゃった一つのご提案を頂戴しましたけれども、それらについてもどういった場所でどのように組み立てをして、どのように県の教育委員会の方にそれを向けていけばいいのか。また本議会中に民生文教常任委員会の中で小海高校を視察するという事もあるように聞いています。そういった時にもまた校長先生等と懇談をしながら現状と将来に向けてお話をする一つの場になるのではないかと思います。いずれにいたしましても、渡辺議員さんがおっしゃったように誰もがこの地域になくてはならない高校であり、またこの高校が地域の皆さんと一緒に、また地域の発展の為に、また地域の活力の源になっているということも事実でございますので、それらについては十分承知したうえで今後どういう方向に進んでいけば一番ベストなのか、またいろいろな皆さんからご意見をお聞きし、そしてまたどのように県にご提案すればいいのかということを含めて検討する。ただ時間はあまりありませんのでしていかなければいけないと私自身も思っています。もう少し県教委のお話も聞いてみたい。そのようにも思っているところでございます。</p>
議長	<p>ここで2時20分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時07分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>2番渡辺均君の質問事項の6番目第2項からお願いします。</p>
2番議員	<p>6番目の第2項から始めさせていただきますけれども、時間も私だけで長く使っていますのでなるべく端的に質問し、またあわせて町長には質問の意図を咀嚼して端的に答えていただきたいと思えます。小海高校の存続の取り組みについては町長からの意見をどういうふうに整理していかよくわからないのだけれども、時間がない、やるというようなニュアンスもあるし、検討するというようなニュアンスもあって。ただ私としては改めてお願いしますけれども、県教委が結論を出す前に、地域の懇談会で意見を聞く。その意見の時に町ではこういう考えを持っているということくらいは示してほしい。受け身ではなくて前向きに、積極的に取り組む姿勢を示してほしいということも思って6番の質問を終了したいと思えます。</p>

	<p>続きまして7番と8番について質問いたします。町政の運営の仕方に少し私は危惧しております、例えばふるさと創生事業では町民の声が反映されやすい仕組み作りを構築し、十分な情報公開や経営的視点に運営をと、具体的に書いていますけれども、果たしてこれが真摯に履行されてきたのかどうか。例えば今朝方トイレの設置につきまして右往左往がありました。陳情を受けて取り下げて、そのことで町の関係者から私にも相談がありまして、その一連のプロセスを聞くと町からの説明がはなはだ不十分ではないかという印象を正直受けました。十分であれば陳情のような形にならなくて済んだはずなのに、なぜこういう手順前後が行われるのか。このことは林業センターの事業計画でもそうです。月曜日の討論で3月に認定された、議会で採択された施設と6月に出された施設が違っているわけです。こんなおかしい話はないわけで、なぜこういうことが起こってしまうのか。それは運営の仕方が非常に手続き的に不十分、履行されていないということの裏返しだと思うのです。私は言葉で書いたなら実行してほしい。それはもう予算がついてしまったから仕方ないという形で押し切らないでほしい。しかももう2、3回使いましたけれども、一つの事業、これは仏を作ることですけれども、仏を作ったらどういう魂をそこに入魂するのか。入魂するにはそのプロセスが必要で、情報を共有しなくてはならないのにその情報開示がはなはだ劣っているというふうに考えざるを得ない。このことについて町長にお聞きしますけれども、真摯に履行してきたのかどうか。端的に教えてください。それから十分な情報開示はしたのかどうか。したか、しないか。経営的視点は検討したのか、してないのか。そこをご答弁いただきたいと思います。</p>
<p><b>町長</b></p>	<p>お答え申し上げます。トイレの件については当然そこにおられる全ての方のご意見をお聞きしたという事ではございません。その関係の主たる皆様とご相談を申しあげ、そしてここしかないという言い方は語弊がありますけれども、ここが一番理想と考えるということでご提案をさせていただいたということでございます。ただここまで事が進んだ中でそういったご意見が出されるということについては先ほどの飯館村の菅野さんのお話もありましたけれども、私どももまていとかが丁寧という言葉を使いますけれども、まていの部分が若干不足していたのではないかという点については反省しているところです。以上です。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>別に嫌味を言うわけではないですけれども、反省だけで一つの事件、案件を終わらせていくと二度、三度同じような事態の発生も想定されます。そこで私はこういった手順前後が起きないような手順段取りをきちっと整理して</p>

	<p>仕組み作りをすべきではないか。仕組み作りについてはふるさと創生総合戦略の中でも仕組み作りを構築し、と書いてあります。この仕組みを新たに考えていただきたい。それは町が単独で進めるのではなくて、かつ、例えば町も確かに審議会なんかを作ってやっていますけれども、先ほどの観光振興計画の中のベースになっている、たまたま一つの数値かもしれませんが、30数万人という観光入込客。これについて例えば有識者、学識経験者、こういうそうそうたるメンバーが入りながらこういう点はチェックされなかった。これはどういうことなのか。話を聞けば要はシナリオが作られて、形を後から与えて、粛々とその形に当てはめて、アリバイ作りをしているという事態が多々耳にしているわけです。これは耳にしているだけで証拠たるものはありませんが、その具体的な現場において、例えば長期振興計画がほとんど今の町政の個別の施策とダイレクトに結びついていないということを見てもわかるわけですし、一気にこれはできないので、私はこの仕組み作りを提案する。この仕組み作りの一つとしてボランティアの例を申しあげます。町は住みよい町、住んで良かった町。住みたくなるような町を標榜しておられますが、そういう町を作るためにボランティアはどのような役割を担うべきだと考えるのか、そのためにどんな支援体制を考えているのか町長のお考えをお聞かせいただきたい。</p>
<p>町長</p>	<p>ボランティア活動につきましては当然今社会福祉協議会の中に大きな組織がありますけれども、それぞれ個人的にも、あるいは地域においても皆で共同の社会作り、あるいは助け合いというもの。そういったものについてもやはり大きな意味ではボランティアであると認識をしています。当然団体で組織を作ってするボランティアもあるでしょうし、一人一人に合った形で個人的にボランティアをしている人もいるでしょうし、そういった意味から言うと受ける方も支援する側もお互いに良い関係で生活がしやすい、そういったものにつながっていくということが重要だろうと思っています。当然ボランティアであるから無償でなければならないということもないでしょうし、有償でも助けていただきたい、あるいはしていただきたいということはたくさんあるかと思います。それぞれの評価は違ってもやはり自分の思い、自分のやる気、ボランティアについて理解しながら頑張っていただける。そういった形が望ましいと私自身思っています。例えば老人クラブの何か集会がありました。そういった時に介護をサポートしていただきたいという人もいるでしょうし、あるいは歌とか、あるいは紙芝居とか、そういったものをぜひとも来て私どもを楽しませていただきたいという人もいるでしょうし、送迎に</p>

	<p>ついてぜひともボランティアという形で手助けをしていただけないか。こういう皆さんもおられるでしょうし、その人に合ったボランティアを行う。そしてまたボランティアを受ける側についても自分自身が求めるもの、していただきたいことを、例えば社会福祉協議会とかそういうところを通しながら頼んでいく。そしてお互いにボランティアをする人もされる人も気持ち良く理解し合ってそれが実現できれば一番いいと私自身はそのように思っているところでございます。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>相変わらずごく当たり前のことを当たり前に言っているだけで、行政というのはその制度を作っていくということが大事なわけです。私はそのボランティアを皆さんが非常に志高くやっただけで、早晩今の人口動態なんかから見るとなかなか需要の高まりに対して供給が追いつかないのではないかと。それは後期高齢者の医療制度の原資の減少と担い手の不足から、冒頭で申しあげました納税者がどんどん減って逆にいえば非雇用の人たちがどんどん増えてくるという状況の中で、少なくとも社会の潤滑油としてボランティアが果たしている役割は、個人の責任の範囲で負えない事態が想定されるわけです。したがって私は結論から先に申し上げますけれども、ボランティア団体を一つの正規の社会的な組織として認知する。その認知にあたっては、私たちはこういう活動をこういう方々の為にこういう成果を狙ってやります。ついてはこれをまず組織として認知してください。その認知の上に立って、この活動を履行するにはこれこれの予算がどうしても必要です。この予算も企画提案の中で出して、しかるべき組織を作って共同でそれを企画提案されたものを検討し合う。それが認められたら一定の要請された金額なりを提供していく。それで4月から2月、3月まで活動していただいて、3月の事業報告でかくかくしかじかという成果が出ました。ここが不十分でした。予算的には余りました。あるいは足りませんでした。こういうメリハリの利いたボランティア活動に1ランクステップアップできないだろうか。問題はそのボランティアの活動の意味をどういう方々がどういう目線で評価するか。それはもちろん役場が主体になることは間違いありませんけれども、社会福祉協議会のメンバーも含めて10人、20人の前でボランティアの一団体がプレゼンテーションをして、その活動内容を共有するというプロセスを経てボランティア同士もお互いの活動を理解し合っているという社会制度。社会システムを提案したい。この仕組みは並行して集落支援事業にも応用したい。集落で毎年20,000千円、30,000千円の予算が使われています。これの中身については後でまた精査させていただきますけれども、地域にとつ</p>

	<p>て本当に集落が、絆が高まり、維持できて、元気になる支援事業になっているかどうか。Plan、Doの次にあるCheckです。このCheckがなされていないのではないか。Checkがなされない前にPlanの段階で地域集落の住民がこのことの事業に対してどれだけ情報を共有しているかどうか。この仕組み、手順、段取りがはなはだ今予算を出す人と予算を要求する地域集落とその予算を使って工事をする人、あるいは地元で担う人たちの間で結構情報が、目的が共有されていないのではないか。したがって集落がこのことによってどれだけ絆が高まっているのか。検証しようがない。私は一集落について、うちの集落はこういう形でこれから集落の再編を考えていきますというPlanを提案させて、そのPlanにはこういう事業が必要ですよという予算を集落で積み重ねさせて、それをボランティアと同じように公開の場でプレゼンテーションして、なるほどそれは良いアイデアだから予算をつけようという手順、段取りで町の町政運営の一部、あるいはボランティアを育成という形で参加者になるほどね、おもしろいね、お年寄りが喜ぶね、そういう志を共有しながら貴重な町の財産、財政が使われていけば良いのではないかと思います。このような私の考え方について町長のご意見を伺わせていただきたい。</p>
町長	<p>現在ボランティアにつきましては、ボランティア連絡協議会ということで社会福祉協議会に事務局を持ち、そしてボランティア保険等に登録した皆さんについては加入しながら万が一にあってはならないことですが、そういったことをしながら行っている。それがボランティアを求めているところに赴くということで、それを実績とか、あるいは今渡辺議員さんがおっしゃられたように評価まで行っているかどうかという事については私も把握しておりません。ただ、今ご提案がありましたプレゼンを行いながら、そして皆で共有し、そしてそれは素晴らしい事業だね、ボランティアだね、こういった形でそれを推進していく、これも一つの方法であると思います。これらにつきましては実際に気持ち良くボランティア活動に尽力されている皆様方のご意見というものをお聞きする必要があるだろうと私自身思います。ここでやりますとか、やりませんとか、そういったご答弁は避けさせていただきまして、また多くのボランティアの団体がございますので、そういった皆様のご意見をまずお聞きする機会を作ってまいりたい。このように考えているところでございます。以上です。</p>
2番議員	<p>ありがとうございます。ぜひ実際に汗を流している方々の意見を聞いて、何が必要なのか、どうしてほしいのかを汲み取っていただければありがたいです。私が言ったのは今やっているボランティアそのものをももちろん頑張るよ</p>

	<p>うに仕向けていかなければいけないのですけれども、これから町が住み良くなるためにはこの手のいわゆる社会的な活動というのがボランティアというモチベーション、動機付けだけで果たして成り立っていくのかどうか。ボランティアのメンバーも実は高齢化しています。社協の中にそのボランティア連絡協議会、私もそれに入っているのですけれども、やはりボランティアの域を超えた活動が時には必要になる。社協自体も非常に今女性方頑張っておられます。これ以上やれるのか。私は社協もある面でいえば行政の一機関であって、もう一つ行政、社協含めた対価として得ているサービスを提供しているグループとは別個に、新しく地域社会の潤滑油的な組織を用意して、そこをきちっと認知してあげて、認知するという事はそこに一定の予算を提供するという事です。そういう組織を作っていくことによって多分地域包括支援センターのかなりの部分がかぶってくるのではないかと。元々国は地域包括支援センターを作ったのは、いかにして安上がりに介護が必要な人達を家庭や地域にある面でいえば任せるか。このことの是非はここで言うような問題ではないですけれども、待たないで地域にはその課題がかかってくるわけですから、今からそれを受け止めて小海ではこういうふうに対処していこう。これが3年後、5年後に花を開くのではないかと。3年後、5年後の計画が長期振興計画です。そういう視点で町政運営のもう一つ3年、5年を見越した取り組みをきちんと骨組みを立てて、次年度につなげていっていただきたい。そのように考えています。大変多岐にわたって質問し、いろいろな意見を伺いました。検討するいろいろなことも出てきました。これらは、私は改めてこれらがどのように履行されたのか、今度は9月の定例議会の方で確認していきたいと思っておりますので、言ったことはやっていたいただきたい。以上で私の答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。</p>
<p><b>第7番 篠原 伸男 議員</b></p>	
<p>議 長</p>	<p>次に第7番 篠原伸男議員の質問を許します。7番 篠原伸男君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>7番、篠原伸男でございます。大変皆さんお疲れになってきているところでございますが、これから質問をさせていただきたいと思っております。1期4年の任期を務めさせていただき、4月の改選で再選させていただきました。町議会議員としての役割を改めて自覚し、町長を始め行政の皆さんと力を合わせて町民の皆様のさらなる福祉の向上と町の発展に向けてこれから4年間頑張っていこうと決意しているところでございます。</p>

	<p>さて、通告に従いまして町の駅、小海町農産物加工所について一般質問をさせていただきます。4月10日の仮オープンから28日の本オープンで売り上げも順調に上がっているようで、関係の皆さんのご尽力、ご努力に敬意を表するものでございます。そこで町の駅としての機能を持ったこの直売所についてのコンセプトを産業建設課長、町長にお尋ねいたします。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。直売所のコンセプトとはということで、直売所とは、長野県の直売所は県内に1,000店を超え、地元の新鮮な農産物が比較的安価に手に入ると言われています。流通の違いがあり、農協や卸売市場が入らず、周辺の農家から直接持ちこまれるため新鮮で安いというイメージがあります。小海町の場合も例外ではありません。しかし一番の売りの野菜の栽培時期が短く、7月から10月頃の4カ月くらいかなと思います。その他の期間につきましては町内の野菜販売店を通じて町外、県外のものも販売しています。その際には消費者に分かるように産地表示を行っています。また皆さんには安心、安全な野菜の為にということで直売所の野菜部会においては低農薬の推進、防除日誌の提出などの話し合いを行い、普及センターの協力を得て現在推進中でございます。また品質の向上につきましては出荷時に販売員が品質や体裁などのチェックをするということで、時間の経過とともに低下した商品につきましては販売台から下げるような作業をしているということでございます。またこういったものを無駄にしないようにカフェで加工しながら惣菜品として提供しているというような状況でございます。よろしく願います。</p>
<p><b>町長</b></p>	<p>当然町の駅、そして加工直売所ということでございます。一つは町の大きな顔であり、そして多くの皆さんにお越しいただき、町の発信の場にならなくてはいけない。またもう一点は生産者の皆さんが意欲を持って高齢者の皆さんも、また若い皆さんも遊休農地の活用と生きがい対策として農産物を生産していただき、そしてそれを消費者の皆さんにお届けする場でもある。もう一点はそのものに対しまして直売所の会の皆さんを中心に先ほども出ましたけれども、加工所ということでございますので、それを活かした第6次産業化という事が求められると思っています。いずれにいたしましても多くの皆さんがそこに集い、そして楽しみ、そして小海の素晴らしい農産加工品をお買い求めいただき、そして楽しんでいただく。そしてまたそれが交流人口につながり、二度、三度と訪れていただく。理想だけを申しあげるようですが、小海町に来た時にはあの直売所に寄って行こう。このように思われるような直売所にしていきたい。このように思っているところです。</p>

7 番議員	<p>今町長、それから担当課長の方から直売所に対するお考えを聞いたわけでございます。直売所長野県では1,000件というようなことでございますが、直売所はもとより今課長、町長からも話がありましたが、立地する周辺の農家、あるいはJA、あるいは地方自治体等が設置し、地元の農産物を販売する施設であり、その運営は販売手数料制度で行われているというように私は認識しています。したがって農産物を提供する人も価格設定というものが比較的自分でできる大変便利であり、また消費者の皆さんから見ると安全、安心な農産物を安く手に入れたいたいという消費者の皆さんのニーズにも応えており、近年増加の一途であり、今や全国的には約1万7,000店舗近くの数になっているようにございます。さて我が小海町の直売所、ただ今町長、課長からそのお考えを伺いました。私も直売所というのは町の駅という名前がついています。町の駅というのは地方自治体ではなくて、これは民間でも公共でも設立することが簡単であり、またその団体のところに登録しており、それぞれの機能を持っているように聞いています。そのいくつかとして、町の駅とついたらところには小売店を兼ねているところが多いわけですが、トイレを使ったり、無料で休憩したり、町の地域情報を提供したり、町の人と来訪者が交流したり、また町の駅ということでございますので、その町の駅間でのネットワークとして地域作りを目指す機能も持っているわけでございますので、近隣の町村の直売所とは若干違うのではないかと考えていますので、またその辺も十分承知の上でこれからの活用というものを期待するものであります。私はこの直売所で一番大切なことは地元の生産品を提供することだと思います。ただ地元と言いましても、ただ単に小海町だけではなく、地域連携ということの観点から小海町のホームページの中でも小海町、南北相木村、佐久穂町等々の製品を地域連携という観点から提供しているというようなことも書いてあるわけでございますので、この地域周辺の自治体を含んだものでありますし、また信州という名の下で長野県全体の生鮮品も私は当然含んでも、地元の製品を扱っているというように私は解釈しているところでございます。したがってこの直売所で扱うものは常に生産者、あるいは製造者名、生産地名は必ず表示しなければならないと思います。野菜や山菜等は明示されているわけですが、加工されたものは販売者の名前しか明示されていません。先ほど課長、当然そういったものの製造者とか生産者が書いてあるようにお聞きしましたが、私が直売所に行って確認した中では新鮮な野菜とか山菜等は確かに小海町とか、あるいはこの地元の生産者、あるいは生産地がはっきり明記されていますが、他の袋に入ったりしたものの</p>
-------	---



	<p>商品につきましては生産地、あるいは誰が作ったのかというようなことが一つも明記されていません。私は製造者名、どこで誰が作ったのかも表示されたものを扱うべきだというように考えています。この点についてのお考えをお尋ねいたします。また小海町は通年で野菜を生産することができないから、年間を通しての営業は大変であります。地元以外からの仕入れをしなければならぬと思います。先ほど課長の方から冬の間は大変だから野菜の販売をしているものも仕入れているようなことも言われましたけれども、それはそれで私は確かにその通りだと思います。そういった製品につきましてははっきりと仕入れということを明示して、その取扱者名、あるいは生産地名を表示するべきであると私は考えています。その点についての考えもまたお尋ねしたいところでもあります。質問の要旨の2番目に私は特産物の開発をあげました。小海町の直売所の大きな特徴の一つは加工所としての機能を持っていることではないでしょうか。近隣の町村は直売所とかそういったケースが多いわけですが、農産物加工直売所と入った施設はこの辺では小海町だけではないかというふうに認識しているところがございます。したがって先ほども申し上げましたが、通年で販売する農産物が無いのです。だから通年販売できる加工品の開発は小海町の直売所には不可欠だと思います。近隣の直売所は生鮮野菜の販売は自力で可能であります、加工品は他に依存しなければならぬと思います。そこに小海町の加工直売所としての出番が私はあるのではないかと考えているところがございます。平成26年度には売り上げが上がっていなかったもの、加工品が平成27年度には福神漬や、あるいは鞍掛豆腐として売上ベスト20の上位の方に入ってきています。漬物等の加工品開発は大変重要ですし、またリンゴであるとか、あるいは佐久穂町で生産していますプルーン等も先ほど申し上げたように仕入れとはっきり明示し取扱者、生産者をはっきり表示して、通年に対応し得る小海町農産物加工直売所を目指し、町の駅の機能の一つである直売所同士のネットワーク化で地域連携、そして地域作りを促進できるよう、またそうすることによりまして私は働く場の確保にもつながるような、この加工所の有効活用計画や特産品開発計画を今回のこの直売所の改築を機会に再検討すべきではないかというように考えるものでございます。それらの点につきましてお考えをお尋ねいたします。</p>
町長	<p>お答えいたします。当然基本的には地元、またはこの地域、また今篠原議員さんおっしゃったように大きくは信州でとれた農産物、あるいは果樹等、あるいは当然植物もあるわけですが、それらをベースに加工をされた物</p>

	<p>品と、もう一つはこの地域で作られた手作りの工芸品であるとかクラフト、こういったものも現在販売させていただいているところがございます。当然今ご指摘を頂戴いたしました。お客様はそういったものを求めてお立ち寄りいただくということでございます。友好都市を締結しております大洗町の特産品についてはイベント等の目玉商品として、これは取り扱うということについてはお許しを頂戴したいと思いますけれども、ただ生産者がわからない、販売元のみだということについて今ご指摘を頂戴いたしました。それらにつきましてはまた直売所の会の皆様とご相談をさせていただきたい。このように思っているところがございます。もう一点、加工直売所ということで加工部門がある。これを活かしていく。特に冬季間については販売するものが少ない。だから漬物とかそういったものを作り、そしてそれを販売していく。今現在直売所の会の皆さんもハウス等で野菜を栽培し、少しでも秋口まで、少しでも春先早くといった努力もしていますし、また勉強、研究もしているところがございます。しかし本当の冬季間というものはそういったものにはなかなか難しい。だから今ご提案いただきましたネットワーク化によって仕入れたものをしっかり生産者がわかる、仕入れたものを販売していく。こういった方法も一つの方法だろうというふうに思います。こういったご提案を頂戴いただきましたことについてはまた担当、そして直売所の会の皆様とご協議をしていく必要があるかというふうに思っているところがございます。いずれにいたしましても今直売所の会の皆さんが精力的に、また元気に頑張っておやっています。いろいろなこれから加工品等も生まれてくるだろうし、もう一点は小海町の中で民間の会社、あるいは個人で生産しているはっきり表示できるものもたくさんございます。そういったものにつきましても納品していただいて、販売の努力をしていく。こういったことも今もやっているわけですがけれども必要である。例えば冬期間においては今有坂さんのキノコがあるわけですがけれども、エノキ等も冬期間は生産している方もおられます。そういったものも声をかけてどうかとか、これから皆で考え、そしてその方向に向けて頑張っていくべきことだと思っています。行政も当然このことをしっかりお伝えし、また一緒に考えてまいりたいと思っています。以上です。</p>
<p><b>7 番議員</b></p>	<p>今3回までの質問ですので、その勘定の中に入れられると困るのですがけれども、最後に加工所の有効活用計画、特産品開発計画を今回の直売所の改築に合わせて再検討すべきではないかと私お尋ねしたわけですがけれども、先ほどキノコのお話がでたりしたところでも、そういうことを含んで町長答弁され</p>

	<p>たのかどうか私確認できませんので、議長3つの中に今のやつを含ませていただきまして町長にもう1回この加工所の有効活用計画、特産品開発計画。何か具体的に今後再検討する気があるかどうかお尋ねしたいと思います。</p>
町長	<p>当然今回の改修に伴いまして加工施設が一つ増えたわけでございます。そういったものにつきましては有効に運営をしていくということで、しっかりまた直売所の会の皆さんにお願いしながら取り組んでまいりますのでよろしくお願ひします。また加工品の開発につきましても直売所として先ほど渡辺さんの答弁にもさせていただきましても、昨日も新たな加工品を試作品として三つ作り、そしてまたプリンについては既に販売しながら消費者の皆さんの声をお聞きしているということでございますので、お弁当、お惣菜。そういったものに合わせて今一生懸命検討、そしてまた試作品、そしてまた新たな品物作り、今篠原議員さんから冬期間販売できるような漬物、そういったものを研究し、そして大きく伸びた福神漬のようなものを考案したらどうかというようなご意見も頂戴しましたので、それらにつきましてもまたお伝えしてまいりたい、このように思っているところでございます。以上です。</p>
7番議員	<p>私も過日軽井沢の発地にあります軽井沢町が指定管理者で行っています直売所を見に行ってみました。建物は地元の新津組さんが建設し、そして今指定管理者は小海町のフードサービスシンワさんがやっています、いくつかのジャンルの売り物、ただの直売所ではなくて、バイキングスタイルの食堂等々大変いろいろなものを備えています、私なりに大変参考になりました。そして軽井沢というところは大変厳しい目で見ると観光地でありますので、あそこで扱っているものには先ほど私申し上げましたけれども、扱っている袋物、いわゆる袋に入った製品等、漬物もそうですけれども、販売者だけというものは一つもないのです。全部製造会社もそうです。それは長野県であります。そういったものもはっきりとして地元で、長野県で、長野県の誰が作ったかという事が全て明示されています。近くでは八千穂の方が鱒の燻製も出しています、その方も名前入りで入っていますし、それから果物等々軽井沢もまだこの時期ではありません。したがって当面こちらで仕入れができないものにつきましては野菜屋さん、あるいは果物屋さん、青果商の方にお願ひするものは、先ほども申し上げましたがはっきり仕入れという形で書いてあります。そして仕入してやっているその担当の人は誰々さん、例えば小海町でも馬流にも数件ありますけれども、そういう人たちが仕入れとして、例えば私が商店をやっていたら仕入れは篠原伸男と書いてあって、その人が責任をもって持ってきてやっているというような</p>

ものを具体的に書いてありますから、買う人たちも安心して買えるわけです。これ全部県内のもの、それから県内のどこで作ってあるというようなことになってくるから、したがって原材料も全部どこ産という形で明示してありますから、ですから軽井沢の直売所、私もあのようなところにあんなでかいものを作ってどうなるのかと思っていましたが、行ってみましたら驚いただけでございます。そういった意味で私はより安心、安全なものを安価で提供するのが直売所だと思っていますので、その点また今後も十分気を付けていただき、また関係する皆さんはいくつかの直売所をどんどん視察研修してより良い小海町農産物加工所になることを願うものでございます。続きまして今後のこの直売所の運営、経営についてお尋ねいたします。直売所の4月の売上は1,700千円強。そして5月の売上は2,500千円強ということで、前年比200%を超える素晴らしい実績であります。しかし直売所は先ほど申し上げましたように販売手数料、プラス、町の負担で運営していけばよろしいわけでございますが、しかし今町長も再三口に出されています、任されています直売所の会の皆さんは経営を常に考えていかなければならない状況であります。運営だけではなく、どのようにして経営し、採算を、ということがあの方々の頭の中に常にあるのではないかと私は思っています。カフェも4月は300千円弱、5月は500千円強と頑張っていますが、カフェで働いている役員の皆さんの人件費は出ていません。ですから役員の皆さんはボランティアと言いますか、無料奉仕というような状況であり、また仕入れや備品の手配も一部の役員が担っており、その負担は大変なものであります。あの狭いカフェですから、町長先ほどからいろいろな新製品を開発して一生懸命努力していることは私も何回か訪れていまして重々承知しているところでございますが、あの狭いカフェですから売上はおのずと私は限界があるのではないかと思っているところでございます。したがって町からの応援がなくては存続していくこともなかなか微妙ではないか。今回使用料が条例改正で450千円程見込んでいますが、中々あのカフェを維持していく。そして先ほど話もありましたが、残ったものという大変語弊がありますけれども、売れ残ったものなどをあのカフェの皆さんは有効活用して大変血のにじむような努力をしているわけですからどうか町長、カフェの人件費くらいは町の方でも今までみたいにただ単にグループが好きに使っていて、光熱費とかを払わなかったのと違いまして、町がお願いして直売所の会の皆さんにやってもらっているわけですので、その辺のところについては、私は十分配慮してもいいのではないかとこのように考えるものでありまして、また町長のお考えを聞

	<p>かかせていただけたらと思います。また地元の直売所の会の皆さんの他に地域おこし協力隊の方も私は出稼ぎにきたものではありません。ここで骨を埋めたいという考えで頑張っていると言っていました。私は素晴らしい人だというように思っているところでございます。さらに大変なことにカフェに時間をとられる。これはカフェをやっている方は役員の方が多いように聞いていますので、そしてその役員の方は漬物等々の加工品を担当している方が多いようでありまして、先ほど漬物というのは一つの例でありますけれども、加工品等を制作する人たちがこういった加工品を作る、漬物等を漬けたりするのに手が回らないという現状のようでございます。漬物はその時期、時期にしないと後ではできないものもあります。改装オープンしてまだ日が浅いので細かく言うつもりはありませんけれども、6月に入り3カ月目に入ってきているのですからここで1回立ち止まって今までの2カ月間やってきたことを直売所の会の皆さんと役場の担当者の皆さんで1回立ち止まって、もちろん仕事はずっとやっていかなければいけないわけですがけれども、将来を見据えた計画、検討というものを私はすべき時ではないかと思っているものでございます。そして他にはない加工施設のある小海町ですから、他の直売所にこの施設で作る製品を売り込む将来設計を立てるべきでございます。川上村のマルシェ川上の方々のお話を聞きますと、加工所がないから、あそこもやはり夏場は製品があるでしょうけれども、小海町さんの加工所でそういったものを作ってもらえればぜひ納めてもらいたいと言っているようでございます。そういった意味でも加工所というものが十分発揮できるように、そしてまたカフェにも私はまた町がカフェの部分については臨時なり担当者を入れてその部分を町が面倒を見る。そして加工所の方にそれぞれ得意の分野の皆さんですから有効に活躍してもらえたらと思っているところでございます。しかしそうは言いましても、直売所の会の皆さんも後継者ということになってくると私は今大変な、これから5年先と考えていったときには私はこの直売所の会の皆さんが引き続きやっていけるのかどうか。年齢的とかそういったもので難しくなっているのではないかと思いますので、どうか町におかれましては常に今直売所の会の皆さん云々ということではなくて、直売所の会の後継者の事も含んだ人的システムを構築するという課題が今将来に向かってはとても大切ではないかと思っているところでございます。その点を含めまして、いろいろな点お聞きしましたがどのようなお考えかお尋ねいたします。</p>
町長	お答え申し上げます。第1回の直売所の会の総会が4月14日に役場で開催

	<p>されました。その中で、皆で頑張って黒字化し、そして近い将来指定管理を受けてお互いに頑張っていきましょうという意味統一し、そしてまたそこには行政の力が必要ですので行政も全面的にバックアップしてまいりますということで今日にいたっているわけでございます。そして今篠原議員さんがおっしゃったように4月10日に仮オープンし、そして28日に本オープンをした。そして4月、5月の販売額は200%だということで非常に頑張っていた。今回の補正予算にも直売所の賃金として720千円の予算をお願いしているところでございます。これから半年間非常に忙しいということが予想されるということ踏まえて予算をお願いしたところでございます。直売所の会の皆様とご相談を申し上げながらその賃金を有効に使うということも一つの方法だろうというふうに思いますし、また今の人的現状ではできない、例えば漬物をする時には原料がある時でなければできない。これは当たり前のことですが、そういった人的な配置とそういったものがあるとするならばそれはきちんと行政側もバックアップしていかなければならない。ただし、できるだけ早く自分たちの利益につながるような形が取れば、その時に自分たちの夢が叶うということで、ぜひそういうふうになるように行政もバックアップをしてまいりたいと思っております。また組織の問題につきましては、今成沢会長さんがその職をやっているわけでございますけれども、当然誰もが1年、例えば1歳年を取るということでございます。こういった点につきましては今、地域おこし協力隊も頑張っていますし、また直売所の会の中にも素晴らしい皆さんがたくさんおられると思いますので、その点についてはまた一定の時期には具体的な話があがってくるのではないかと考えています。そういった点についてはやはり人間関係が一番大事だとすると、まとめるということでございますので、行政側がそこにあまり口出しを控えた方が良いのではないかと。皆でこういう組織にしよう、こういった形が良いのではないかとというようなご提案を頂戴しながらそれをバックアップをしていくというのが良いのではないかと。このように私自身は思っているところでございます。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>今町長から細かくお話を聞いたわけでございます。今直売所の会の会長さんのお名前も出ました。あの方もまとめてやっていくには適任であると思えますし、彼が張り合いをもってやっていくということでありまして、町長と前にも話をしましたが、会長さんとの間に少し行き違いがあるみたいで、町長は責任者にお願いしたいように聞いていますけれども、本人は聞いていませんというように言っています。また直売所の設置条例の中には責任者という</p>

	<p>ものが配置されていません。したがって直売所の会の皆さんに運営等々で、あるいは人事面でもやろうと思っても、直売所の販売員の皆さんは町から採用されている方、また地域おこし協力隊も町からの人事ということで私たちが口をはさめないもどかしさも感じているということを聞いていますので、その辺のところもやはりこの直売所の任期をはっきり決めておいて、いつまでという形で私はよりスムーズに皆さんがやりがいをもってやってくれるようにというように考えているものでございます。そしてまた将来的には、指定管理者には直売所の皆さんも大変意欲をもっていらっしゃるようでございますけれども、今直売所をこれからやっていくうえにおきましては、平成26年度の収支を見ますと販売手数料として3,618,803円。しかしながら販売経費では6,652,146円といよように約3,000千円程の赤字という表現が良いかどうかはわかりませんが、町の方の負担になっていると思うのです。そしてこの直売所も本年度予算で見ますと販売手数料が5,000千円、そして今度条例改正による使用料で450千円ということは5,450千円が直売所からあがってくる手数料的なものであり、そこで加工所の直売所の会の皆さんが製品を作る段階でどの程度の儲けをとってやっていくかということを加味、考えた場合に、中々町からもその辺のところは親切に優しく関わっていかないと経営ということでは私は大変でないか。今の町が主にやっています直売所の形式のままですと販売手数料、町の負担プラスということでやりますけれども、直売所の皆さんが指定管理、あるいは第三者でも良いですけれども、そういうふうになっていった時にはそれなりの事、これから時間があるわけですから十分検討していただきたいと思えます。そしてまた直売所の営業時間と言いますか、利用時間と言いますか、町のホームページの中にはそういったものは載っていませんけれども、インターネットを調べてみますと佐久地域振興局。前の地方事務所。そのところの小海町の農産物加工直売所は夏と冬の時間になっています。夏は9時から6時。冬は10月から7月までは9時から5時というようになっていますし、また小海町条例施行規則には利用時間は9時から5時というようにうたっています。それから他のインターネットを調べてみてもやはり営業時間がまちまちになっています。これから遠くから来る人たちはそういったものを調べてきますので、同じ小海町農産物加工直売所というものの営業時間がバラバラというものはいかがかと思えますので、その辺のところはぜひ統一した見解で出していきたいというように考えています。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで3時40分まで休憩とします。</p>

	(ときに15時23分)
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 7番篠原伸男君の一般質問事項2番より始めます。7番篠原伸男君。
7番議員	次に安心安全な通学路についてお尋ねいたします。私は町の保育所、小学校、中学校、総合センターでの行事にはほとんど徒歩で参加しています。それはそれぞれの施設に通ずる徒歩通路がどうなっているかということも確認できたらという思いもあって歩いているわけございまして、保育所は町の中にあり、また送迎がほとんどで心配ありません。中学校も町中であり、もう中学生ということで大きくもなっているのでこれもまたあまり心配するものではありません。ただ交通の便、交通ということについてはまた別であります。ただ一番心配なのはやはり小学校でございます。小学校周辺は人家がなく、向畑も畑が主であります。また小海大橋、トンネルの方から通う児童もトンネル内は想像以上に暗いようでありまして、また大州方面からほとんど車が通ってこないところを歩いてくるというようなことでございます。私も過日見守隊の方は朝6時50分頃から8時頃まで指導していらっしゃるようでございますが、私も一時期朝行ってみました。想像以上に車も多く、見守隊の皆さん大変だというようなことを感じたところでございまして、大変辺鄙なところというイメージが小学校については持っています。そういった中で見守隊の皆さんのご活躍で小学校に徒歩で通っている児童の保護者の皆さんは、私は大変安心しているのではないかと想像するものでございます。しかし先ほど直売所の会の皆さんの後継作りということについて若干述べましたが、やはりこの見守隊の皆さんも人員不足が大きな課題になっていると思います。自助、公助、共助による地域作りというようなことがずいぶん前から言われていますが、現在は共助による地域作りは人材確保という面で私は大きな壁にぶつかっているように思います。そのような状況の中で町はこの通学路の安心安全確保に見守隊の皆さんと今後どのように連携していくのか。また、将来の安心安全の確保に向けてはどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。
教 育 長	お答え申し上げます。見守隊の皆さんの活動につきましては皆さんご存知の通りでございます。通学路でも交通量が多く、通学者が多い小海トンネル東西の交差点を中心に毎日登校の安全支援をいただいているところでございます。見守隊の皆さんは既に仕事を退職された皆さんや仕事の合間に参加いただいている皆さん等ございまして、日頃より横断歩道の安全確保、また挨拶等の声掛けも実施いただいているということでございます。見守隊でこ



	<p>ざいますが、この他町営バスの運転手さんや地域でできる時にできる見守りを行っていただいている皆さんもいます。例えば散歩の途中、ながら見守りとしてこういった地域の見守りを担っていただいている皆さん含めまして現在40名ほどの皆さんがボランティア登録されて活動しております。今篠原議員さん言われた通り高齢化やボランティアに入る人が少なくなっている中での人材不足というものも若干聞いているわけですが、学校といたしましては、こうした皆さんとの顔合わせ会を毎年行って、活動の内容、支援を紹介したり、また支援をお願いしております。そういった中で感謝と交流の輪が子供たちの中で広がっており連携を深めている状況でございます。そういった中で、今担っていただいている皆さんの人材確保をどうするかということにつきましては今後の課題として検討していきたいと考えています。また将来の安心安全の確保をどのようにするかということですが、当然地域の皆さんにいろいろな場所を担っていただいているわけですが、トンネル周辺につきましては先ほど申し上げた通りでございます。ただ地域に入った中で、あるいは下校時の見守りボランティアということになりますとまだまだ課題があるというふうに考えています。いずれにしましても、子育て支援課でございます子育てサポート小海等、こういった組織の活性化、あるいは社協のボランティア組織の育成というものを含めまして、学校支援を頂く皆さんの育成について進めていきたいと考えています。</p>
<p><b>7 番議員</b></p>	<p>約40名から登録されている方がいるようにお聞きしましたが、実際に小海小学校のところに見守りに立つ方々はかなり少ないようにも聞いています。そういった意味で子育て支援課とか教育委員会とかいうのではなくて、町として先ほど私申しましたが共助、地域でということがなかなかこれから難しくなってくる時代だと思えます。朝晩お手伝いしていただける大変ありがたいことですが、1日、何日と何日といえればボランティアしてもいいよという方がいますけれども、朝晩毎日ということは大変なものでありますので、どうかそういう面では私はあっちのボランティア、こっちのボランティアをお願いするという意味ではなくて、やはりこれからは行政もイニシアチブをとって、裏方としてという意味もありますけれども、主導権を持ちながら人的な組織作りというものをやっていかなければ私は将来人がいなくなったというだけで済まされる問題ではないと思えますので、ぜひ人的な組織というものは横断した形で、それぞれの縦割りを横断した形で確立していくべきではないかというように思いますので十分にご配慮をお願いいたします。</p>

	<p>す。そしてまた、最近私も家にいることが多いのですが、この間私も家にいましたらある特定の宗教団体の勧誘を受けました。また町あげて小海町への来訪者やリピーターを歓迎しています。またそのためにいくつかの施策を展開し、小海町に訪れる人が増えるのは結構であります。大歓迎ですが、しかし一方、安全安心の確保ということにも私はこれから相当な配慮が必要ではないかというように思っています。町は町なりきに検討していると思いますが、これは私の全くの私案で、経費とかそういったことはわかりませんが、隣の北相木村で導入しています通学路の安全性を高めるための防犯カメラの設置ということでございます。北相木村で最初設置したところは果たしてあの防犯カメラに人が映るのか。北相木の人には申し訳ないですが、言われまして、獣が映るのではないかという話もあったわけでございますけれども、しかし今認知症等々の事も含めた社会問題の全体を考えた時に、中々私は北相木村さん先見の明があったのかなというようにも考えるわけでございます。したがってこれから小海小学校の近辺、トンネルの辺、それから大州側、あるいは向畑等々の辺のところには経費がどのくらいかかるかは調査していませんけれども、そういったことも含めて検討の余地があるのではないかと。2025年には団塊の年代、私たちがそうですが後期高齢者になってきます。また働く年齢も高齢になってきて地域で余暇を過ごす人がだんだん少なくなってくると思います。その中でプライバシーという問題がありますけれども、私は防犯カメラの設置ということをも町全体にはまだ無理だろうけれども、将来の小海町を担う子供たちの安全安心のために、また転ばぬ先の杖という言葉もありますけれども、通学路に設置というようなことはいかがでしょうか。お尋ねいたします。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>お答え申し上げます。通学路の安全確保に、防犯カメラというようなご提案がございました。学校といたしましては学校PTAによる街頭指導、あるいは安協さんによる交通安全指導等、あらゆる機会を通じて訓練を行い、子供たちの街頭指導をしているわけでございます。その他それぞれの地区に30件程ある子供を守る安心の家というものがございます。安心の家を指定し、ご協力をいただくというものでございます。そういった安心の家につきましてもこれから活用した中であわせてトンネル内、あるいは向畑のひと気のない場所への安全対策については検討していきたいと思っております。いずれにしましても学校でも最優先事項として子供たちの通学路の安全対策については行っているわけでございますが、不審者との遭遇や急病、あるいは事故等学校だけでは対応しきれないケースも当然あるわけでございます。そういった</p>

	<p>万が一に備え、近隣町村の例を参考にしながら防犯カメラを検討し、それが抑止力、あるいは犯罪捜査の重要な資料になるということであれば今後の取り組みの中で検討していきたいと思っています。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>防犯カメラとか正直言って無いに越したことはないわけです。我々も幼いころ学校から帰る時は寄り道して遊んでいくのが本当に楽しみでありましたが、しかし私たちの子供の時代とは違いまして今は大変交流も盛んになってきたり、いろいろなわからない事象が起きています。そういった中で先ほど教育長言われましたように町中の方はよろしいわけですが、小学校近辺というものは大変私は不安に感じています。使わないようになることが一番でありますけれども、そしてまた近隣の町村等々を勘案しながらということですが、どうか小海町はこの近隣の町村ではリーダーシップをとって今までやってきているわけですので、どうかその辺のところもあまり周りを気にせず小海町独自、十分検討していただいて私は入れるべきというような考えになりましたならば、あまり周りを気にせずに行っていたら、それが私は子供たちの、先ほど教育長おっしゃいましたが、抑止力の効果にもなると思いますので、改めて検討をお願いするものでございます。最後に地域と学校教育についてでございますが、先ほども述べましたが高齢化がどんどん進んできている中で、地域が学校教育ということ、ボランティアということはそういったことも含めてでございますけれども、私はだんだん難しくなってくるというような気がしています。直売所においても先ほど私申し上げましたが、直売所の会の皆さんに運営を担ってもらっていますが、しかし公共性の高い事業については地域に依存するということから、ある意味では脱却した行政がリーダーシップをとった人的なシステム。先ほども申し上げましたが、そういったことも真剣に、これは無料とかボランティアではなくて時には有料であってもやはり安全というようなことを含めた中では追々検討していかなければ。私も今年70歳になります。この私も70歳かというように思うわけでありまして、もちろん私より年配の皆さんがボランティアとか、あるいは地域とかで十分活躍なさっているのは重々承知していますが、では私が5年先になったらそういったこと、あるいは数年先に年配の方と同じようにできるかと言ったら決して私はできると自信をもって言えません。そういった意味でもある意味これからは行政がリーダーシップをとった中でどういう形の組織作り、人的なマンパワーを結集させるかということを検討する時期に来ているのではないかと思います。その辺につきまして町長にお尋ねいたします。</p>

町長	<p>現時点においては今教育長からご答弁をさせていただきましたように共助ということでお忙しい中、仕事を持ちながらご協力を頂戴して子供たちの安心安全を確保している。また安心の家の皆さん、また警察等のパトロール、いろいろな形でご協力をいただいているわけですが、中々今後高齢化が進む、行政の力で何とかというご提案でございます。その方法として確かに向畑、あるいはトンネルの中、そういったところに防犯カメラを設置する。こういったことも検討に値すると思いますし、また特定の人にその安全管理をしていただきたいということで人選をするということについても中々人選等厳しいものがあるのではないかと考えています。まずは子育て支援のボランティアの会、組織がございますので年に総会は一度しか開催されていませんけれども、また会長さんにはそんなこともご相談をさせていただきたい。また役員の皆さんにご相談させていただきたい。それで私たちが頑張ってやるとこのように言っていたか、あるいはそろそろというふうにおっしゃるか、それはわかりませんが、いずれにしても子供たちの安心安全というのは地域ぐるみ、そして行政も当然そこに関わっていかねばいけないということについては承知しているところでございます。</p>
7番議員	<p>ありがとうございました。私も所定の3回の質問でございます。いろいろな方々がボランティアというような形で大変活躍なさっていて、本当に私は頭が下がる思いであります。しかしながら高齢者になってきますと、いつどこでその人の体に異変が生じるということもわかりません。そういった意味で今からは私はそろそろそういったものを検討する時期に来ているのではないかと思います。いろいろ皆さんボランティアで活躍している人たちの前でそのようなことを言うと、大変俺たちがやっているのにとご指摘を受けるかもしれませんが、でもそれとはまた離れて、安心安全な町作りという観点からもぜひその辺を含んでおいてまた検討していただけたらと思うところでございます。7番、篠原伸男の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第12番 鷹野 弥洲年 議員</u></b></p>	
議長	<p>次に第12番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。鷹野弥洲年君</p>
12番議員	<p>12番、鷹野弥洲年です。質問をさせていただきます。 通告いたしましたようにUターン者に対しての奨学金の返済減免制度について</p>

て質問いたします。この問題につきましては平成27年9月定例会におきまして私が一般質問を行ったものであります。さらにこの奨学金の返済減免制度の創設を町の人口流出防止策として一般質問で訴えたのは今から8年前の私が議会に初当選を果たした平成21年9月の定例会で一般質問を行ったものであります。当時は新井町長が就任される前でありましたが、単に検討するとの回答でありました。そうした中でこの問題について3回目の一般質問となります。同僚議員の皆様は私の主張もご理解いただいていると思いますし、4月の議員選挙においてもこの問題を訴えてまいりました。また一般質問以外の議会の様々な機会を通してUターン者に対して奨学金の返済減免制度の創設を訴えてきたところであり、私の議員活動の大きな目標の一つでありますので、3期目の活動の冒頭に当たりまして質問をさせていただきます。私はこのUターン者に対して奨学金の返済減免制度の創設を大きく三つの視点から訴えているものであります。一点目は子育て支援の充実のためであります。やはり子育ての中で最もお金がかかって大変なのは子供が高校終わって大学や専門学校に出す時だと思えます。教育の機会均等の考えからも奨学金の充実により小海町出身の子供たちに進学をあきらめることがないように応援をしていかななくてはなりません。ただこの奨学金の返済は学校が終わって社会人になってからその返済が大きな負担となっているのも現実であります。資料に新聞のコピーを出してありますが、返済の滞納が非常に多いようであります。こうした中で国も給付型奨学金の導入を打ち出しました。ただ現時点におきましては、対象者は限られているようであります。そして二点目ではありますが、小海町からの人口流出を防ぐ目的であります。やはり子供たちが進学して、卒業して地元に戻ってこない。この時に大きな町の人口減少が起きるわけでありまして、働き場が限られていますのである程度はやむを得ないわけでありまして、工場誘致ができればそれに越したことはありませんが、それも難しい中で何らかの対策を出していかなければ人口流出に拍車がかかってしまいます。そこで私は地元に戻ってきて、佐久市方面に通勤しても構わないから、とにかく町に戻ってきたらこの返済が大変な奨学金を返さなくても良い、あるいは減額する。こういう制度の創設を訴えてまいりました。家業を継いでも構わないし、農業後継者でも構いません。人口流出を食い止めると口だけ騒いでみても駄目だと思います。やはり具体的な策をもって立ち向かうべきではないでしょうか。そして三点目になりますが、人材確保の視点であります。これも職場がないからと言ってはどんどん優秀な人材が流出してしまいます。行政がこうした支援をしているからぜひ

とも地元に戻ってきてほしい。このことを中学生、高校生のうちから訴えていくべきであります。当初私がこの奨学金の減免制度を訴えた時には人口流出もそれほど問題視されていませんでしたし、そうした意識も薄く、陰では個人資産の形成には行政が手を出すことはできないとも言われました。また町の行政としては、あるいは公務員の意識の中では、前例のないものには考えが及ばなかったようであります。こうしたことは平成27年9月の定例会において私が一般質問を行った時点でも大きな意識の変革はされていないように思われました。新聞のコピーにも出しておきましたが、最近になってUターン者の奨学金の返済減免制度の動きが出てまいりました。その大きな目的は人口流出防止と人材確保であります。県内を始め、地方の自治体はこの制度の導入により、大学が終わったら何とか生まれ故郷に戻ってほしい。こういった想いで取り組んでいます。私は平成27年9月の定例会の一般質問でUターン者に対して奨学金の返済減免制度の創設を強く要望いたしました。町長は回答の中で、町に戻るということをもっと広い意味で公平性を鑑み、奨学金の対象者のみならず誰もが恩恵に浴する方法で制度を作るとして早急に研究してまいります。このように答えておられました。確かに研究され制度を作ってもらいました。平成28年度の予算編成に当たり、小海町雇用定住促進事業の創設をされました。その目的は雇用の増加及び町内への定住を促進する、第1項でうたわれていました。そして町内在住で被雇用者に月額1万円を3年間給付するというものでありました。私はこの事業の内容について議案質疑等で町長の考えをたどりました。この事業は私が要望したUターン者の奨学金の返済減免制度を包括したものであるかとたどりましたら、そうしたことを内包していると答えられました。確かに私が要望した奨学金減免制度も一部含まれているようでありました。しかし私はこれでは小海町に戻ったら奨学金の返済を免除してもらえないというふうには伝わらないのではないか。インパクトがないのではないかとたどりました。今回この一般質問の通告に奨学金の返済減免制度の創設と言わないで充実と言ったのは、まがりなりにも町長は小海町雇用定住促進事業の中でその趣旨を内包しているとのことでありましたので充実とさせていただきました。そして平成28年度予算には雇用定住促進事業として利用者を40人見込み4,800千円を計上いたしました。しかし利用者はそれほど多くはなく、3月の補正予算で4,800千円を620千円に大幅減額し、本定例会に出された先決補正では560千円に減額されておりました。40人の利用見込みに対して12月に8人と聞きましたけれども、先ほど7人と聞いたような気がいたしました。いずれ予算の11%

	<p>しか執行されなかったわけでありまして。さらに平成29年度当初予算では2,400千円と、昨年度予算の半分になっています。この制度が2年目になりますので積算されるべきものを考慮しますと、4分の1の予算であります。私が議案質疑等で言ったように、これでは奨学金の返済減免制度に程遠い状況であります。全くインパクトがないわけでありまして。これから高校や大学を出て小海町に帰ってきて働こうと思えるような施策が全く子供たちに伝わっていないわけでありまして。これは町長だけではなく職員の意識として受け止めていただきたいのですが、公平性を重んじるあまり最も重要な、実施しようとしている視点がずれてしまっているように思われます。私自身はこの問題に関して公平性を持ち出す性質のものではないように思われます。今町にとって人口流出を防ぐための施策は何か。誰もが恩恵に浴するのではなくて、あれもこれもではなくて、学校が終わって小海町に帰ってきてほしい。こういったことを率直に訴えるべきではないでしょうか。そのための施策はこの奨学金返済減免制度が最も有効だと私は考えます。他の事は別の事業で補完すれば良いと思います。あれもこれも一つにしようとするから最も重要な視点がずれてしまう。私はこのように思います。町長に伺います。奨学金の返済減免制度を内包したといわれる小海町雇用定住促進事業の補助制度は予算に対する執行率が11%あまりということであるが、事業創設の目的は果たしたとお考えか。またこれから進学を迎えている中学生、高校生に対して制度を知ってもらうべく努力をしてきたのか。Uターン者に対して奨学金の返済減免制度の導入が長野県内においても先進的な事例が出てきているけれど、町長の感想はどうか。私の提案しているUターン者に対して奨学金の返済減免制度の創設を雇用定住促進事業とは切り離し、新たな制度として創設する考えはあるかどうか伺います。</p>
<p>町長</p>	<p>お答え申し上げます。鷹野議員さんから奨学金の減免。そういった一般質問を以前に頂戴いたしました。そしてそれに代わるものとして今ご指摘をいただきました小海町雇用定住促進事業を創設させていただきました。確かに今おっしゃっている通りでございます。大きな40人、実際には8人と記憶しているのですけれども、平成28年度の実績としてはそれだけということで、非常に期待をしてきた割には私自身も利用していただいた方が少ない。それによって小海町に定住促進につながってはいますけれども、少し期待よりも少ないというのが実直な考え方でございます。そして今お話がありましたように、国においても来年度から2万人ですけれども、そういった新たな制度を設ける。そしてまた近隣でも佐久市など動きがだんだん増えてきているとい</p>

	<p>うのも承知しているところでございます。では小海町はどうするかということでございます。一番はもちろんUターン、帰ってきていただきたい。また流出を防ぐ。そういった面において効果があると思いますし、それよりも一番はやはり人材の確保という面において必要ではないかと思っています。町も過去には保健師の採用にあたりこういった制度を創設して、保健師の採用をした経過もございます。そういった意味からして人材確保という面においてやはり検討していく必要があると私自身は今思っています。ただ制度的に全額なのかどうなのかということは別のお話でございますけれども、今後全てを行うのか、あるいはそういった人材確保の保健福祉医療、こういった面において行うのか、あるいは全額なのか半額なのか、あるいは限度額を設けるのか。いろいろなことを精査し、制度化を行いまして何らかの形で平成30年に向けて準備を進めてまいりたいと思っています。ただそれには周知期間等がございますので、どうしても12月の定例会にはその要旨というものをお示ししなければ前へ進んでいかないということでございますので、それらについて具体的な検討に入りたい、このように考えているところでございます。中高校生への周知ということについては当然そういったものが、制度が定まり、そして議会側の周知を始めても良い。仮にそういう制度を作ったとして周知して良い。こういった段階にならないとそういった周知についてはできないのではないかと考えています。ただ今の行っている小海町の雇用定住促進事業、これについては今でもしようと思えば当然学校側に周知することはできるわけですが、高校を卒業して小海町に引き続き住まれるという方についてはこの対象にならないということです。2年以上他の市町村で生活し、そして小海町に定住する、戻ってくる。あるいはIターンしてくる。そういった皆さんを対象にしているということでございますので、この制度については少し高校生に周知するということはなじまない。ただしその大学が終わり、あるいは専門学校を卒業した皆さんはこれを利用してお帰りになるということも可能でございますので、何らかの形で周知をしていきたい。それと今回冊子を作りました。そして全戸に子育て、そして高齢者、そして障がい者ということで冊子を全戸に配布させていただいたところでございます。そういった中にも見ていただけるかどうかということは別問題として掲載させていただいているところでございます。以上でございます。</p>
<p>12番議員</p>	<p>お答えをいただきました。ただ今いろいろな事を答えていただけたわけですが、その中で平成30年度に向けて制度化していきたい。町長の大変前向きな答えをいただいたわけであります。私は先ほども申し上げましたこの問題を</p>



私自身の議員活動の大きな柱として継続的に取り組んでまいりましたので、町長が完全に実施するまで今後もしつこく求めていきたいと考えていますのでよろしくお願いしたいと思います。今人材の確保というようなことを言われましたけれども、過去に保健師の確保に当たってそういうことをしたことがあるというようなことを言われましたが、この人材の確保について質問をしていきたいと思います。まず人材の確保を図り町の人口減少防止の観点から質問したいと思います。今日の高齢者の介護問題は大きな社会問題であり、その介護職員の確保が非常に難しくなっています。無論この事は全国的な傾向であり、長野県内においても、この佐久地域においても例外ではありません。あわせて最近の景気の若干の上向き加減の中で求人難ということでありまして、どうしても賃金が安くて仕事がきつい。こういったことで介護職員の離職が目立つようになってまいりました。そうした状況が現実ではないかと思えます。そうした中で、佐久広域で運営されています特養美ノ輪荘と臼田にあります勝間園が来年からJA長野会によって運営がされます。ここでの介護職員の確保、こういったものは大きな課題であります。行政の運営から離れ、JA長野会は民間業者でありますので職員の確保等、運営は知らないというわけにはいかないと思えます。先ほど申し上げたように介護職員の確保が全国的に難しくなっている中で、やはり行政としても職員の確保に協力していくべきであります。その事がこの地域住民にとってより良い介護サービスを受けられることであり、この小海町で老後を安心して暮らしていかれることにつながるわけでありまして。私は今回の議員選挙においても施設の人材確保等、運営面での支援を訴えてまいりました。そこで先ほども申し上げていますが、Uターン者の奨学金の返済減免制度の活用をすべきではないかと思えます。特に福祉、介護の分野で勉強している学生に積極的に働きかけをすべきであります。この問題は昨年12月の定例会において今議長しています有坂議員が一般質問で訴えてきたことでもあります。それをさらに踏み込むなら今佐久大学において介護を目指す学生を養成中であります。こうした大学に対して卒業生の確保の働きかけを行うのも有効な施策ではないでしょうか。学生に小海町に来ていただきたい。小海町に住んで関連施設で働いていただく。このためにはIターン者でもUターン者でも奨学金の返済を肩代わりする。あるいは在学中の学生に奨学金を貸与する。佐久大学に相談をしてみてもどうでしょうか。こういった人口増に直結する施策を打ち出すべきではないでしょうか。お手元にお配りしてあります新聞の写しの中でも医療系人材の確保、人口減食い止め、こういったことに奨学金の返済減免制度

	<p>を活用する市町村が出てきてまいりました。小海町も人口減少対策と人材確保のために奨学金返済減免制度導入。こういった大きな活字が新聞紙上を賑わすようなインパクトのある施策を打ち出してもらいたいと思います。町長に伺います。介護職員の確保に当たり、Uターン者に対して奨学金の返済減免制度を活用する考えがあるかどうかお聞きいたします。</p>
町長	<p>介護現場につきましては今日実際に回ってきましたハローワークの一覧表を見ましても美ノ輪荘の雇用の求人が載っていました。特に今ご指摘がありましたように、美ノ輪荘の改築によって多床室からユニット式になる。あわせて50床が60床に増床になるということでございます。それによって試算すると職員数が20人近く増えなければ満足いくサービスが提供できないというようなお話もお聞きしました。また各現場で非常に不足している。うちの町で言いますと社会福祉協議会も全く同じでございます。そういった意味から先ほども少しお話申し上げましたけれども、人材確保という部分でそれらも含めて検討させていただきたい。ただ私の任期も3月の下旬ですので、どうしてもそれまでに結論を出さなくては駄目ということでございますので、まず具体的なものを12月にお示しできればいいと考えています。中々その制度を組み立てるうえにおいてはいろいろな課題があるかと思っておりますけれども、他町村の方法等もお聞きしながら小海町に合った形をとっていきたい。また当然佐久平にはこの地域から多くの学生が勉強をされていると思いますので、身近なところで働くことができるということも良いだろうし、また今の移住定住の促進に向けても当然効果があると私自身も同じ考え方でございます。どんな形が良いかまた制度化に向けて試案を作り、また議会の方にお示しをし、ご協議をいただけるように進めてまいりたいと思います。少なくとも人材確保という面においてはしっかり取り組んでいく時期であると私自身考えています。また他の大学生、そういった皆さんについてはまた私どもとしても議論を重ねてまたお示しをしたいと思っています。また何か良い情報、資料等がございましたらまたご提供、頂戴できればありがたい、このように思っているところでございます。以上です。</p>
12番議員	<p>お答えいただきました。人材確保という面で町長も共通の認識を持っておられるようであります。また来年度の創設に向けて12月には何とか案を出していきたいという大変前向きなお答えをいただいたわけであります。やはり前例がないからできない、こういった根底にある公務員の意識、あるいは公平性の観点というような従来の考え方を早く改めていただいてこのUターン者の奨学金の返済減免制度の創設を強く求めまして質問を終わりたいと思</p>

	ます。
議 長	<p>以上で第12番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。</p> <p>ここで4時45分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時28分)</p>
<p><b><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></b></p>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。9番 的埜美香子君。</p>
9番議員	<p>9番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問いたします。早速ですが質問に入っていきたいと思えます。</p> <p>人口減少の深刻な問題等はさることながら、それに伴う過疎の問題がこれからどんどん深刻になっていきます。過疎化した集落の自治機能をどうやって保っていくのか。10年後、20年後を見据えて今から準備できることは何か。集落再生支援事業の総括をしながら議論をしていきたいと思えます。まず平成29年度は新井町政2期目の最後の年になるわけですが、新井町政の目玉と言いますか、大きな事業の一つにこの集落再生支援事業があがると思えます。この集落再生支援事業は平成23年度から始まり、今年度で7年目になります。まず初めにこれまでの主だった事業内容と総事業費の関係の資料を出していただいていますので特徴等を説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>お疲れ様でございます。それでは資料綴の6ページをお願いします。集落再生支援事業の実績ということでございます。平成23年度からですけれども、A、B、C、Dクラスありまして、Aクラスというのはそれまでは、平成22年度までは500千円ということだったのですけれども、1,000千円に倍増しまして実施してきているというものでございます。主に平成23年度から平成28年度までA、B、C、Dそれぞれ、Aが一番多いわけですけれども、1,000千円クラスの事業が一番多いということで、内訳としては主には大体各年度件数は違いますけれども、道水路整備、生活環境の整備、公園整備、あと公民館関係の整備、山林等の支障木の整備。そういうものが主に出ているということで、事業費的には33地区ありますので、1,000千円を見込んで33,000千円という予算なのですけれども、ここに書いてある通り23,000千円から平成28年度は28,000千円という事業費でございます。7ページは、これは平成28年度、昨年度の集落再生支援事業の各地区毎にどういうものを行ったかというものでございます。全部で27地区なのですけれども、本間が2地区分かれていまして、馬流、土村は4地区というふうにしていますので33地区に全部でなり</p>

	<p>ます。ほとんどが、全部の地区が実施してきているということでAランク1,000千円を実施してきている。一部B、小海原のBランクがありますけれどもやってきている。ここも先ほど言いましたように公民館関係の整備ですとか、LED化、防犯灯等のLED化が最近増えてきている。あとは支障木の伐採。そういうのは新しい事業として目立ってきているということでございます。言い忘れかもしれませんが、33地区で平成23年度から平成28年度まではほとんどの地区がやってきている。32から33地区程。1地区くらい時々やらない地区がありましたけれども、全地区がこれを利用して実施してきているというのが実態でございます。現状と事業費はそういうことです。よろしくお願ひします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>主だった事業は今の説明でありました、山林や支障木の伐採や遊歩道や公園の整備、また道路や水路の修繕、公民館の修繕や公園の整備等、そういった主だった事業はAランクで行われてきたということです。あと防犯灯の設置やLED化、そういったこともやられていることで、やはり7年間ともなるとこの事業そのものは事業費だけを見ましても大きな事業になると思いますが、問題は果たして地区住民が協力し合って地区独自の課題に対応するような内容であったか。今Aが多かったと言いましたが、Aランクというと地区住民が労力を出し合って行う事業というふうにあります。補助金があるから何かやらないと損だ。そういう考えで事業内容を考えるような、後半になってくるとただ今ありました防犯灯のLED化等そういう印象も受けるわけですが、7年の事業の中で集落再生支援の目的は達成できたのか、町長この事業の総括をお願いします。</p>
<p>町 長</p>	<p>私が就任いたしまして、集落の絆、あるいは協働、そういった部分で、皆で考え、皆で汗をかいて、そして自分たちの力でその地域をよくしていこう。こういった取り組みをしていただきたいということで制度を立ち上げたということでございます。私も川平区の副区長等を行った時もあります。皆で相談し、これよりもこちらの方が優先ではないかというような議論をし、そしてバス停を皆で基礎を掘り、作ったり、そういったことをしてきました。また土村公園もそうですけれども、なかなか整備が進まなかったけれども、こういった支援事業を使って区民皆で出て、そしてツツジの森の復活に向けて頑張った。そして毎年その手入れということで多くの皆さんが参加し、そして土村公園の復活、また奥の方までより広くするような形ができたということで、なかなかできない、町に言ってもなかなかやっていただけないようなもの、あるいは地域で、皆で求めているちょっとした小さなことでも手を</p>

	<p>付けることができる。それによって協働の精神、あるいは絆も深まったのではないかと思っています。ただし7年も経つと今的埜議員さんおっしゃったように、まだまだ必要という地区もございますけれども、皆で相談しながら今度は何をやるか、なかなかやるものがないという地区も出てくるかもしれません。しかし今お話ししたように実績としてはこれだけの皆さん、地区が実施しているということで、総括的には非常に良かったのではないかと思っています。昨日の新聞で小谷村の記事が載っていましたが、10千円ずつ交付する。そしてお茶を飲みながら地域の事を考えて、我々の地区をこのようにしていこうというような会を開いて、それで自分たちの力で計画を立てて自分たちの地域は自分たちの力で良くしていこう。そしてその計画に基づいて今度村が予算付けを来年度以降していくというような記事が載っていました。同じようなことだと私自身は思っています。食料費は出ていませんけれども、そんなことで効果はあったというふうに総括させていただきたいと思います。</p>
<p><b>9 番議員</b></p>	<p>ただ今の町長の答弁の中では、地区住民の議論の中で一定の集落の絆が生まれたという話でした。有利な補助金を上手く活用するということもありだと思えます。そしてこの事業での地域業者への一定の仕事作りにもなってきたことも事実です。しかしこれからの地域作りにはこれまでのお金で支援するから後は村の協力、共同でやってくれというやり方では限界があると思えます。この後の質問にも重なってきますが、若い人が少なくなっている集落では村の共同作業ができるのか。そういった問題も出てきます。この支援事業は新井町長の施策なので今後続く事業なのかどうかわかりませんが、集落内の必要な工事や修繕、必要なことは町が責任をもって事業者に頼んでやるべきことではないかと思えます。本来の集落再生支援とは少し中身が違ってきているのかということも感じています。区民が自分たちの住んでいる地域の事を話し合える、共同し合えるコミュニティをどう作っていくか。そこに町がどう支援していくのか。町長が、今期が最後と考えているのか、まだ1期、2期とやるか。そういった話は別としまして、本来の集落共同体としての住民同士が話し合い、共同し合うようなことがこの事業の展開だと考えますが、町長先ほどの答弁とも少し重なると思えますが、今後の展開をどの様に考えているかお答えください。</p>
<p><b>町 長</b></p>	<p>お答えを申し上げます。当然自助、共助、公助ということで、当然公助でやるべきこと。そして自分たちが共同して自分たちの住んでいる地域の環境等をより良く住みやすいものにしていこう。こういった意欲があり、そういつ</p>

	<p>た事業がある間、ただしこの事業につきましては私の長期振興計画の中にもございますけれども、任期までしか制度がありません。ですから平成29年度をもって一旦は終わる。そしてまた新たな展開はどうかということについてはわからないということでございます。いずれにいたしましても自分たちの地域は自分たちでということの原点だろうと思えますし、またここには地区担当という職員が張り付いていますので、いろいろな面で職員と地域の絆、要するにこれだけではなくて、地区担当が区の役員の皆さんやいろいろな皆さんとの交流の場にもなっていると思っています。例えば馬流でお祭りをやる。そうすると地区担当もご案内を頂戴してそこで一緒に楽しむことができるということですので、いろいろな地域の皆さんの声を聞く、そういった点についても効果があったのではないかと総括しているところでございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>町長の任期までということ一旦は終わるが後はわからないというお答えでしたが、後はわからないというのはこの事業の地域の発展ということは無くなってしまおうと思えますので、次へつなげられるような施策にさせていただきたいと思えます。次の質問とも大きく関わってきますので2番目の質問に移ります。</p> <p>質問事項にも書きましたが、過疎集落の進行と今後の自治機能をどのように考えているかということで、先ほども人口減少の問題がありました。私が出していただいた地区別の人口世帯数、左半分です。8ページの左半分を見ていただいても、既に人口で50人以下となってきた集落で8集落。30世帯以下になっている集落で見ても10集落あります。果たしてこういった状況で集落の自治機能が維持できるのかどうか。町長、今のこの状況をどのようにとらえているか、まずその点についてお答えください。</p>
町 長	<p>少し訂正させていただきますけれども、わからないという意味につきましては当然私がやっているかやっていないかわからないという意味でありまして、当然私がやっているとするならば効果を十分検証して継続してやるかもしれませんし、また変われば変わったで、引き継ぎというものがありますので、事業効果があるからお願いしますと言うのか、また一から考え直していただけないかと言うのか、そういった意味でわからないという意味ですので、ご理解をいただきたいと思えます。過疎集落の進行ということでございます。ここに一覧表がございまして、当然元々世帯数が少ないところにまた転出、あるいは高齢化、そういったことによって人口が、また世帯数が大きく下がって、少なくなっている。過去には限界集落、こういった言葉も言</p>

	<p>われた時もあったわけなのですけれども、しかし地域の皆さんがお互いに助け合ってその集落を維持していただいているということでございます。当然若い皆さんに負担がかかる。こういったこともございますし、また高齢者の皆さんは高齢者の皆さんで、住み慣れた地域で頑張っていただいているということで、限界集落という言葉はあまり好きではありませんし、また集落が消滅するというような言い方もされるわけなのですけれども、現時点においてはまだ皆さんの共助によって維持できているし、また今後もぜひとも共助の精神で集落を守っていただきたいと思います。当然そこに行政ができることは行政が手助けをしていく。こういったことについては当たり前だと思っています。ただし人的なこと、そういったことについては行政がどうこうできる問題ではないので今的埜議員さんがご指摘した点についてはやはり危惧される部分はございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>ありがとうございます。区長を始め区の役員や消防団員等の確保はだんだんと困難になってきています。万年区長という人もいると思います。私の住んでいる宿渡区も婦人会の役員を決められなくなってきています。人が少ない中で保健推進委員や日赤奉仕団、また交通安全、いろいろな役割を分担しなければなりません。それは仕方ないと言ってしまうのか、隣の地域と合併してやっていきたいと思いますのか、実際に消防団やPTA等はそういう流れになってきています。でもそうなることで範囲が広がって、また役員の負担は大きくなります。これでは集落の自治機能はどうなってしまおうのか。最初も言いました、5年、10年経った時の事を考えると今のうちに何か手を打っておかないと、と思うわけですが、町長今後の集落の自治機能をどのように考えているのか。先ほども少しお答えありましたが、もう一度お願いします。</p>
町 長	<p>当然行政を進めていくうえにおいて各集落にお願いをしなければならないことがたくさんあるわけでございます。今的埜議員さんおっしゃいましたけれども、日赤奉仕団も保健推進委員も、あるいは福祉委員もPTAの役員も全てが各地区になくってはならない。また自治を守っていく安心安全という面においても消防団員の確保というものも大きな課題の一つでございます。消防団につきましても今お話がありましたように一緒になり、1分団少なくなりました。また再編ということも消防では検討されているようでございますけれども、またPTAの活動につきましても、例えばこれは児童の、子供の数が減少したということで少年球技大会等の分館対抗も多く分館が一緒になって、そして一つのチームとして参加し、楽しんでいただくということで、いろいろな面で役員を長くやらなければならない。今おっしゃいましたけれ</p>

	<p>ども、各地区においては何期も区長さんをおやりになっている。あるいは区長さんが2回目だよ。私は3回目の区長だよ。こういった地区もあるわけでございます。それを即どうすることができるかということになれば、非常に厳しいわけでございますけれども、実態として先ほどと同じ答弁になってしまうわけですが、何とか共助で集落の維持というものについて皆さんで継続していただきたいと思います。またある面においてはそこに住む皆さんにとってはそういった組織がなければ集落そのものが成り立たないということでございますので、町で例えば保健推進委員、あるいは日赤奉仕団2名必要だというものを、例えばこの集落については1名で良いです。そういったことを行政として検討していくことはできますけれども、やはりその集落にそういった職の方がいなくなるということについては非常に行政を運営するうえにおいては大きな課題になってしまうということで、私も懸念はしますけれども、では今この場で何か対策があると言われると非常に難しいと私自身思っているところでございます。</p>
<p><b>9 番議員</b></p>	<p>集落そのものが成り立たなくなるという話町長からありました。その地域で若い人からお年寄りまで生き生きと暮らしていくにはやはり持続可能な地域を作らなければなりません。では持続可能な地域のカギは何かということで、地域経済2014では2010年から3年間で人口が増加した148市町村を分析し、その特徴として世帯主の正規雇用比率が高くなっている場合が多く、良好で安定した雇用環境の実現を目指すことが重要と指摘しています。さらに総じて子育て世代の人口割合が高く、出生率が高くなっており、住環境の整備や子育て支援策の充実が重要であるとも指摘しています。地域の持続可能性は人がそこに住み続けられるかどうか。それは働く場所があり、暮らしていける所得が得られ、かつ、保育や教育などの子育て、高齢者の福祉等の公共サービスが受けられる環境があるかどうかなのです。人口増や地域再生に向けてどういう取り組みが求められているか。やはり雇用の質を上げ、コミュニティ、子育て等の公共サービス等、生活の質の向上に関わる問題を住民の生活圏である比較的狭い範囲で再構築していくことが必要ではないかと思えます。2010年から人口が増え続けている自治体の特徴は財政が困難でも合併せず、自立して住民参加で創意工夫を凝らし頑張っています。それが外にも発信され人が集まってくる。これらの地域でU、Iターン者が多いのも特徴であります。小海町全体の過疎の問題の場合でも、集落の過疎の場合でも同じことがいえると思えます。特に過疎が進んでいる地域に若い人に住んでもらうという政策がどうしても必要だと思えます。前々から何度も提案して</p>



	<p>いるように山間部にU、Iターン者向けの住宅を整備することを改めてお願いしたいと思います。前から提案している研修センターが駄目なら空き家の改修でも良いと思います。町長のお考えをお願いします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。的埜議員さんもIターンの一人でございます。特に宿渡地区につきましては、的埜さんをスタートに多くの皆さんが移住定住をし、そして今頑張ってやっています。小さな集落でも空き家を活用してIターンとして農業を営む。そういった皆さんもいます。やはりインターナショナルもそうですけれども、そういったものについて研修センター、あるいはお試し居住の場、こういったことについて研究するという、そして今度は地域おこし協力隊ということで空き家についていろいろ専門にやっていくという一つの担当ができました。そういった意味で、そういったものも含めて検討し、できるだけ速やかにそういったものができていけるように検討してみたいと思います。この前南部広域行政推進協議会で視察をした南相木村程立派なものでもなくとも良いと思いますので、そういったものをどこが良いのかということも含めて検討してまいりますと言うと答弁になっていないと言われそうですけれども、職員が空き家担当の地域おこし協力隊もいますのでまた具体的な検討に入ってまいりたいと思っています。以上です。</p>
9番議員	<p>私の例を出していただきました。私は本当にタイミングよく農場付きの空き家を借りることができました。本当に好タイミングだったのですが、今町長言われましたように空き家の対策、私も空き家対策の委員になりましたが、本当に空き家があふれている中で私みたいにタイミングよく来ていただける人がいたら本当にいいなと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いします。</p> <p>最後の質問です。過疎の問題でもう一つ心配されることが高齢者の問題です。自治機能が低下する中でもどんどん高齢者の数は増えていきます。では実際のところ高齢者の独居や老老世帯が集落の中にどれだけいるのか、そういった表も出していただいたので先ほどの資料にくっつけてもらいましたので、まずその説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>お疲れ様でございます。資料綴の8ページの右側になります。半分から右になります。表頭の方で老老世帯数ということ、それから独居老人世帯数ということでございますが、年齢的には老老世帯の方も65歳以上の方だけで構成されている世帯ととらえてください。それから独居老人世帯数については65歳以上の一人暮らし老人の世帯数ということですから、当然人口もそのまま</p>

	<p>人数になります。ただ住民基本台帳を機械的にまとめていますので、中には息子さんたちと同じ家に住んでいても世帯分離という形のものがありますのでそれだけご承知おきいただきたいと思います。表ですけれども、まず例えば1番の本間下地区を見ていただきますと、こちらには全世帯で88世帯ある中、老老世帯が18世帯、独居老人だけの世帯が15世帯ということで65歳以上だけの構成が33世帯あるという意味でございます。一番右側の世帯数に対する割合ということで<math>33 \div 88</math>という値になっています。もう一つ18番の箕輪というところを見ていただきたいのですが、住民基本台帳を拾ってきていますので、美ノ輪荘の方が含まれています。美ノ輪荘は1人で1世帯というカウントをしています。独居老人世帯数52世帯とございますけれども、内50人は美ノ輪荘に入居されている方と読んでいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。</p>
9 番議員	<p>今ご説明いただいたように65歳で老老であるとか、独居であるとか、高齢者の区分には少し早いと思いますが、今後5年後、10年後を考えてあえて65歳からの数字を出してもらいました。老人世帯の多くなる中でお年寄りの皆さんが不自由なく暮らせる地域にするために、地域住民にできることは何か、また町としてできることは何か、こういったことも今のうちに構築しないと大変なことになってくると思います。それはこの表からも感じるころであります。質問要項でも書きました。高齢者の食事や買い物、除雪等の生活支援は行き渡っているか。また特に独居の皆さん、話し相手もおらず寂しい思いをされていないか。特に冬は出ることも億劫になってきます。だんだんと引きこもってしまいがちです。引きこもりの対策はどうか、そういったことをお答えください。</p>
町民課長	<p>お答えをいたします。まず食事、買い物、除雪等身の回りの生活支援はということでございます。高齢者の皆さんが安心して暮らせる生活環境を整えるために介護保険給付や地域支援事業で様々な支援を行っています。例えば食事面ですと、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者の方で、ご自分で調理するのが大変だという方に対しては配食サービスというものをお勧めしています。これにつきましてはこちら側で作ったお弁当を提供するというものがございますけれども、お弁当を提供するだけではなく、配達に行った際に安否確認も行うという事業をあわせて行っているところでございます。平成27年度では約8,600食。467の方が利用されました。延べですけれども。それから平成28年度では約10,600食ということで、こちら延べ530人で大幅に利用者は伸びてきているということでございます。それから次に買い物や病院</p>

への移動手段の件になりますけれども訪問型のサービス、ホームヘルプの関係でも買い物を含む家事を行います。支援が必要な方には生活管理指導としまして週に1回程度訪問しています。介護保険の利用者や介護度に応じまして必要なサービスをヘルパーの方で提供する形になっています。逆に今度は移送ということで病院への通院にご利用いただく形が多くなっています。時間によりまして利用金額等異なるわけでございますけれども、平成27年度では312回、延べ126人の方の利用です。それから平成28年度では400回の利用がありました。また広い意味で交通手段の確保という点でいきますと、平成28年度から1枚300円としましたタクシー利用助成事業も有効に今の段階では機能していると理解しています。一方で介護保険給付や地域支援事業の対象にならない方、そこまで進んでおらずに自立性の高い方ですとかは草むしりとか雪かきといったものがサービスの対象になりません。こういった場合にはつながり隊という有償にはなりますけれども、1時間500円で依頼できる形がありまして、平成28年度では草刈り、庭木の剪定、雪かき等、雪は少なかつたから良かったのですけれども、88回、延べ186時間の利用があったということでございます。また雪かきとか草むしりにつきましてはシルバー人材センターですとか、共同作業所のひまわりでも請け負っているということがございます。それから次の引きこもりにならない対策はということでございます。お年寄りの方が引きこもらずに地域で生き生きと暮らしていくためにはお年寄り同士ですとか、または地域の方との触れ合い、交流、楽しみを見つけられること、また情報伝達の仕組みがあることが大切だと考えています。これはまた認知症の予防にもつながるものと理解しています。町では包括支援センターを中心にしまして高齢者の居場所作り、生きがい作りのために様々な教室を開催しているところでございます。コツコツ貯金教室ですとか、ハツラツ健康体操教室等で仲間作りと体を動かす教室。それからふれ合い陶芸教室、二輪草の会等地域の方と交流する教室等を行っているところでございます。今年度からですけれども、北牧楽集館で6月から始まりますけれども、月に2回おしゃべりカフェというものを開催して気軽にお茶を飲みに来てくださいというような事業も始めたところでございます。社会福祉協議会の話になりますと、これまで食事サービスというものを行っていました。安否確認を主にやっていたわけですがけれども、今年からその方式を変えまして、独居ですとか老老世帯を対象にやすらぎ園に来てください。出向いてください。そこには町内の数店の商店の皆さんが商品を持ってきてくれています。そこで買い物もできます。昼食もとれますという事業を今年度から始めた

	<p>ころでございます。他にも入浴サービスということで平成28年度には延べ2,200名程の方の利用がやすらぎ園のお風呂でありました。また地域の公民館で行っているサロンならいけるといようなお年寄りの方もおいでです。そこには保健師ですとか栄養士、それから理学療法士さんに来ていただいて出張すこやか保健室という名称で平成27年度から行っているところがございます。平成27年度の実績としまして25の公民館に出向きまして179人の方に来ていただいたといようなことがございます。ただそうは言いましても、どうしてもそういう場所に出られない方もおいでです。そうした方には傾聴ボランティアというグループがございます。その皆さんにその方の自宅へ出向いていただきましてお話を聞きながら包括支援センターに情報をつないでいただく。包括支援センターではその方に合ったサービスの提供を考えるという流れにはなっているところがございます。いずれにいたしましてもホームヘルパーやケアマネージャー、地域の民生委員さんやボランティア、また地域の役員さん、それから包括支援センター等がそれぞれの立場で連携しまして高齢者に寄り添うことで引きこもりを防ごうとしているところがございます。ただ今事業を説明したわけですがけれども、こちらとしましてもこれで完全だという考えはございません。秋以降の話になりますけれども、来年度から3か年で始まる第7期の介護保険計画というものを立てる中で、これまでの事業の検証もしながら介護保険計画の中で十分に研究してまいりたいと考えているところがございます。よろしく願いいたします。</p>
<p><b>9 番議員</b></p>	<p>ただ今介護給付の中でのサービスや包括支援センター等を介して受けられるサービス、いろいろな新事業が始まっているというお話もお聞きしました。町で生活が大変なお年寄りを把握することを始め、地域で把握し助け合える体制をどう構築するかということもこれから大事なことになってくると思います。先ほど来からボランティアの話もありました。ボランティアではやはり限界があると思います。それが有償になったとしても無理が生じてくると思います。先ほどボランティアの人材不足が今後心配されてくるという話もありました。やはり町がその部分をしっかりとやれる人を雇用して地域の皆さんにお願いをしていく。そこで初めて有償ボランティアという話になってくると思います。元気なお年寄りの皆さんも外へ出られる支援をしていく。先ほどもいろいろ支援のお話を聞きました。私が思うに、例えば集落支援であずま屋が何戸か建ちました。そういったところを拠点に福祉バスが巡回し、乗せて回って出掛けられる。先ほどタクシーの話もありましたが、町営バスやタクシー事業に代わる前から提案している小海に合ったデマン</p>

	<p>ド交通の構築もやはりこれからは必要ではないかと考えます。先ほどおしゃべりカフェのお話もありました。今放送でもかかっています。いろいろやっています。出掛けてくださいだけでは行けない人がいっぱいいるということもわかっていただきたいと思います。町独自の創意工夫、住民からの地域作りの発想といいますか、聞き出す場所をぜひ作っていただきたいと思います。町長お考えをお願いします。</p>
町長	<p>先ほど町民課長から現在行われている事業等をお話させていただきました。平成27年度から出張すこやか保健室ということで、どうしても引きこもりがちでなかなか出てこれない。昔でしたら隣の家にお茶を飲みに行く。あるいはまたお茶に呼ぶ。こういったことが頻繁に行われていたわけでございますけれども、こういった地域においてもなかなかそういったことが薄れてきているというようなことも懸念されています。そういった意味で新たに地域へ出向いていけば引きこもりの皆さんがそこに来ていただけるのではないかと、こういったことで始めたものでございます。地域によってはそれが足がかりに、民生委員さんであるとかいろいろな皆さんがお手伝いをして、また新たにその地区だけでそういったことを始めている地域もございます。当然そのように広がっていくことが一番理想であるというふうに思います。行政は当然手助けをし、またそれを専門にやるということになればどうしても保健師、あるいは包括、こういったところでせざるを得ないと思っています。また町民が求めているもの、高齢者の皆さんが求めているものを一つ一つやりながら、その地域に合った支援というものをしていく必要があるだろうと思います。本村とか本間で、あずま屋を集落再生支援事業で建設し、そこで井戸端会議が行われています。そういったところにデマンドということで車を向けてやすらぎ園、あるいは違うところに来て楽しんでいただく。それも一つの方法だと思いますけれども、二輪草であるとか地区を分けてそれぞれお迎えに行つて、やすらぎ園でそういった会も実際に行っているわけですので、できるもの、あるいはまた高齢者の皆さんが求めているものをお聞きしながら、いろいろなことを一気にやるということは少し難しいですけれども、2、3年に一つずつ新たなことを、その時代に合ったものを新たに行っている。ですから何回も同じことを言うようですけれども、住み慣れた地域でいつまでも元気で楽しく生活していただける。そして健康長寿でいてほしい。こういった願いを叶えるようにまた行政もその役割を果たしてまいりたいと思っています。</p>
9番議員	<p>ありがとうございます。先ほども言いましたが、その地域で若い人からお年</p>

	<p>寄りまでが生き生きと暮らしていくにはやはり持続可能な地域を作らなければなりません。その構築のためにやはり町独自の創意工夫を凝らしていただきたいと思います。最後に地方創生への対処を論じている島根大学名誉教授の保母武彦さんの地域作りについて言っている言葉を紹介して終わりたいと思います。地域作りとは地方創生のような大企業中心のものと金に支配される社会から人間の尊厳が守られ、心豊かに助け合って住み続けられる人間本来の社会に作り替える事ではないか。そのような地方自治の目標は住民が真の主権者になる社会である。そしてそのヒントとなる好事例は全国各地にあると思います。と論じています。これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。</p>
議長	<p>以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで5時38分まで休憩とします。  (ときに17時33分)</p>
<p><b><u>第10番 井出 薫 議員</u></b></p>	
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。次に第10番 井出薫議員の質問を許可します。10番 井出薫君。</p>
10番議員	<p>10番、井出薫でございます。一般質問に先立ちまして4月の町会議員選挙では皆さんよりご支援をいただき当選することが出来ました。公約実現に向けて大いに奮闘する決意をまず冒頭に述べておきたいと思います。毎回この6月議会は町長とは国民健康保険税についてということで、毎年、毎年議論しているということであり今年も平成30年度からの国保制度改革についてという事と、国保税、町独自の引き下げ対策をとという通告をさせていただきました。そういう中で若干、国保を取り巻く現状という部分で話をさせていただきましたのすけれども、まず国民健康保険必携という事でこの本は私たち国保の運協の委員に町のほうからいただく本でありますけれども、その本の中に冒頭にこういう事が書いてあるのです。国民健康保険制度の基本的なことは、ほとんど国民健康保険法等の法令で規定されていて、市町村独自の施策として実施できることは比較的限られた範囲にとどまっていると、これは国民健康保険制度が社会保障制度であるためその中身が出来るだけ統一したものにすることが要求されると、しかし国民健康保険が地域住民を対象として市町村の単位で実施されることから、それぞれの地域の特性に応じた運用もまた必要ですというふうに書いています。例えば住民の構成、住民の経</p>

	<p>         済力あるいは医療機関の配置状況というのを考慮してやらなければならないというふうにこの必携には書いてあります。それで、ではあの国レベルの話でさせていただきますと、今あの国保の環境どうなっているかという事ですけれども、全国的な話で申し訳ないのですけれども2014年に千葉県の銚子市の県営住宅で家賃滞納の為、強制退去となった母親が無理心中をはかり、中学2年の娘を殺害する事件があったと、母親は家賃だけでなく国保料も払えず、実際に国保料の滞納の問題や生活保護の申請の件まで相談に行っていたと、こういう事件が起きているわけです。それで全日本民主医療機関連合会は経済的事由による手遅れ、死亡、事例調査というのを2005年からずっと発表しているわけでありましてけれども、全国32の都道府県の646事業所を対象に実施しているわけでありましてけれども、それによると2015年には63人、2016年には58人が経済的理由で手遅れとなって死亡しております。その中国保料が払えず受診を抑制し病状の悪化で助からなかったという死亡事例が報告されています。国保、本来命を救うべき国保がその国保税の滞納によりこうした事件が全国で起きているというのが現状であります。そして国保料が基本的には本当に高いわけでありまして。それで国保税が厳しい根本原因、これは国庫の負担が引き下げられたことにあるというのが歴史的にも明らかです。1980年代には50%を超えていた国保の総会計に秘める国庫支出金の割合が今では25%程度までに下がっている。それがやはり国が進めている、社会保障の中の国保政策であり、多くの地方自治体がやはり国保税が高くなっているという事から実際の一般会計を国保会計に入れて国の代わりに地方自治体が国保税の引き下げの施策をとっていると、そういう自治体が増えてきているというのが私は現状だというふうに思います。社会保障であるべき国保がやはりこういった事で全国では悲惨な状況が生まれているという、そういう中で平成30年度から国保制度が改革されると、この間平成27年、平成28年それぞれに国は国保の制度を改正してきているわけでありましてけれども、平成30年度からの国保の制度改革、資料お願いしてありますので説明をまずお願いしたいと思っております。       </p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>         お疲れさまです。それでは資料の説明をいたします。資料綴りの9ページをお願いいたします。制度改革の概要について説明いたします。この資料につきましては長野県が行っております、県政出前講座の資料という事でご承知おき願いたいと思っております。まず制度改革の趣旨ということで国の表現ですと平成30年からの制度改革は国民健康保険が抱える年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重いなどの構造的な問題の解決を       </p>

はかり国民健康保険制度を将来に渡って持続可能な制度とするための制度改正だという表現をしております。資料の方でまず上の方から1番という事で改革の内容でございますけれども、市町村にとりましてはこの中で(2)の都道府県単位の財政運営による事業運営で安定化が図られるというところが大きなものになります。都道府県の役割では財政運営の責任主体となりまして、各市町村毎の納付金額の決定や徴収、保険給付費等の交付を行います。一方で具体的な保険料率の決定、賦課徴収、給付、それから資格管理、保健事業は市町村の事務として残ります。当然の事としまして保険料率の決定など重要な事項はこれまで通り国保運営協議会で協議いただいて決定する事となります。この(2)の中の3つ目の丸ですが、運営単位が県全体となることから保険給付の急増にも対応できるという事でありまして。今までは市町村単位であった為、予算が足りるのだろうかというような事を考えたわけですがその不安が解消される事になります。新たな財政運営の仕組みということで、この図を見ていただきたいと思います。まず都道府県にも特別会計を設置するようになります。①の流れで都道府県は市町村に対して納付金の算定通知を行い、市町村の標準保険料率というものを計算してくれます。次に②の流れで市町村はその標準保険料率をあくまでも参考に独自に保険料率を決定し賦課することになります。次の④は市町村は保険料を財源としまして県に納付金を納付するという流れです。⑦番、県は市町村に請求される月々の医療費、診療報酬を支払う為に保険給付として交付金を市町村によこし、市町村はそれを医療機関へ払うという流れに変わってまいります。10ページをお願いいたします。2番の納付金及び保険料率の決定方法という事でございます。(1)で国民健康保険事業費納付金、県へあげるお金ですけれども、その②の所で市町村間の公平な負担の為に3つの指標で納付金額を配分するという内容になっております。まずはその市町村の被保険者の数、当然の事だと思えます。それから2番目の丸で所得水準に応じた案分という事で、小海町の国保加入者の所得水準がどのくらいの位置にあるのかという事を加味するという意味でございます。試算段階の話ですけれども小海町の場合ですと平成28年度という年は平成27年の農業が好調だった為に県平均よりも所得水準が高い位置にございました。ですが昨年平成28年は若干というか、相当というか農業所得の方が落ちたということで、今年平成29年度に使われる数字については多分、県の平均並と思われまして。3つ目の丸の医療費水準の反映という事でございます。医療費が高い市町村は多くという事でございますけれども、こちら小海町の場合、国保会計の補正予算等でもお話しし



	<p>ました様に増加傾向にあります。ただありますがこれについても県の平均並みの位置であろうと現状は推測されるところでございます。(2)にまいります。市町村の保険料率の決定という事でございます。市町村の保険料率の決定の①の欄では、市町村の保険料率が他の市町村と比較できるようにという事で、市町村標準保険料率というものを県が示してまいります。ですが②にありますように、先ほども言いましたが、その①の標準保険料をあくまでも参考に市町村独自の算定基準により実際の保険料率を条例で定めて決定するという事でございます。これは当然の事ですが、国保運営協議会に諮ってという事になります。ここで3方式とか、4方式という言葉が出てまいります。例でみますと3方式が均等割、平等割、所得割という3つの構成要素になります。ちなみに4方式というものが長野県の市町村が大半で行っているものでございますけれども、この3つに固定資産税×何%という資産割というものが乗る形になります。3の納付金制度導入に伴う措置という事で県に基金が造成されます。県が積立金を作りまして保険料の収納不足、各市町村の保険料の収納不足が生じた場合などに貸付がおこなわれるという制度でございます。それからまだ不明でございますけれども、保険料の激変緩和措置というもの、この制度に移行することによってとても我慢しきれないくらい率が上がる町村も幾つか出るという事も想定してだとは思いますが、激変緩和措置を講ずるといような事にはなっている様でございます。いずれにしても今回の制度改革というものが被保険者の方にとって保険料率の決め方が変わるという重大な制度改革ということですので、秋以降になりますけれども国保の運営協議会で十分に協議していただいてスムーズな移行をと考えている所でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>10番議員</p>	<p>只今平成30年度からの制度改革という事で説明をいただきました。この制度改革に対しての評価、意見は私いろいろある訳でありますけれども、先程も申しましたように、これまで町村がやっていた医療費の算定。来年どれくらいかかるのという、それをそういう仕事を県の方でやるようになると、ある意味町村の仕事、私たち町議会もそうですけれども、決定する権限の範囲が狭まってきていると、先程の必携にありましたけれどもそうした側面をもっているというのは現状の改革だというふうに思います。そういう中で市町村が、県が指名する標準保険料率を参考に独自のこれまでのように町民の皆さんにどうか徹底をしてくださいという部分があるのですけれども、一番議論となるのは先ほども言いました基本的に医療費が高くなっていて国の補助金が減っているわけで、国保税がそうでなくても本当に高くなっているとい</p>

	<p>う中で各市町村が国保会計へ一般財源を繰入れてるとか、それから町で単独でやっている事業、これも一般財源の繰入れという評価だというふうに私共説明受けたのですけれども、そこら辺の具体的な話が無いわけでありましてけれども、何はともあれ保険料率、あくまでも県が示しているだけだという事だからこれまで通りに各町村で決めて、とにかく納付金だけ県が言った納付金だけ納めていただければいいというのが現在の議論の到達というふうに考えているわけでありましてけれども、そこいら辺の受けとめ、町長の考えを伺っていきたくと思いますけれども。</p>
<p><b>町 長</b></p>	<p>お答え申し上げます。今課長から縷々説明をさせていただいた通りでございます。市町村、小海町の場合につきましては県から示されたものを町独自で被保険者に保険料を付加する。その県が示されたものについては参考の金額ですよという事でございます。それを全額、今の議論で行きますと全額税金で集めても、あるいは町の一般会計から納めてもそれはただ県としてはその金額について納付金として納付していただければ結構ですよと、こういう議論でございます。そして今課長がご説明申し上げましたように、その金額をどのように被保険者の皆さんに税金としてご負担をいただくか、これについては町独自で検討してください、そしてその決定方法については、賦課方式も違うわけですが、どの位の額が示されるかという事について、また国保運営協議会の中で十分ご議論をいただきながら定めていきますよというのが、今課長がご説明申し上げた内容でございます。当然今よりも高い納付金が示されてくるのか、あるいは低い納付金が示されてくるのかということは現時点においては全く不明であるという事でございます。今年につきましては来年にむけて国保運営協議会、いつも5月1回だけ開会していただきますけれども、当然それらについてはもしかすれば2度とかそういった形でご協議を頂戴しなければならない場面に遭遇するかもしれませんけれども、それは井出議員さん、運協の会長さんでございますので、またご相談をさせていただきたいとこのように思っております。以上です。</p>
<p><b>10番議員</b></p>	<p>是非またそういった方向でお互いに議論していきたいと思っておりますけれども運協だけでなく、議会議員の皆さんにもそういった点では意見を出していただいたり、最終的な決定権は議会でありますから、やはりお互いいろいろな研究をしながら小海町型のそういう国保納付金のあり方という点を大いに議論し、住民にとって良い方向が作られるようにという事で努力していきたいと思っております。先程もありましたけれども町長、任期が来年の3月末という事でありましてけれども、平成30年度からの制度改革という意味では町長の下</p>

での決定でありますから、是非その指導力をいかに発揮していただいて住民の皆さんに喜んでいただけるような国保を作っていただきたいという事をお願いしまして2番目の国保税、町独自の引き下げ対策をとという部分に移っていきたいと思います。

これまで先程も申しましたけれども、毎回町長とは国保税の議論をしてきました。そういう中で町長はこれまで国保税の基本的な考え方は被保険者の過度の負担にならない範囲内で適正な保険税率をもって維持し確保していくと、小海町の国保税は近隣市町村と比較した場合、決して高い位置に無いだろうと思っています。と答弁されていますが、現在でも過度の負担になっていないと思っているのかと、この点を1点伺いたい事と合わせて通告書にも書いてありました、課税所得と国保税の割合についてという事で11ページに資料をお願いしてあります。是非、町長の現在のその考え方それからこの国保税の所得と税の率を表した表でありますけれども、皆さん見てもらえばわかります通り参考の年収が最初にあり課税所得980千円なら330千円でありますけれども、こういった国保の加入世帯が295世帯あると、そしてその国保全体の構成比が34%となっており、国保税は1人世帯では16,100円、所得割合は4.9%、2人世帯は24,300円で所得割合は7.4%と、3人世帯では32,500円9.8%、4人世帯では40,800円で所得割合で12.4%というような表がなされ、2行目には課税所得という、課税所得ではなくて資産税額ですね、2番目の3列目でありますけれども、固定資産税が38,800円納税されている方の試算表を出している訳です。38,800円というのは小海町の固定資産税納めている皆さんの平均額だと伺っておりますけれども、そういった形で年収、課税所得それから資産税がゼロの方と固定資産税が38,800円という方の1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯の一覧表を作っていただきました。見ていただければわかりますように3番、4番、5番と段々列を追っていくうちに所得割合が高くなっているというのが一目で見ればわかると思いますけれども、例えば16列目でありますけれども、年収が10,055千円と課税所得が8,330千円の方で資産税を納められている方この方でさえ構成比では0.5%ですけれども、今の国保の制度上の中で890千円が限度額となっているということで、所得割合が10.7%、その隣の2人世帯でも10.7%ですし3人4人世帯でもそのまま真っすぐ行きますと10.7%と、それを超えている皆さんを9.5%、9.1%と段々ね、かえって所得割合が下がってきていると、こういう現状がある訳です。兼ねてから運協の中でも議論もあり今度の運協の要望書の中でも中間所得層のその率の高さという部分は是非考えて欲しいというのが国保の運営協議会

	<p>の中でも出された訳でありますけれども、こういった点を町長はどう考えるのかという2点を伺いたいと思います。</p>
町長	<p>今、井出議員さんから11ページの表に基づきまして町長の見解はどうだという事でございます。所得の低い皆さんにつきましては国保の制度上、7割軽減と5割軽減、2割軽減というものがございます。そして逆に一定の所得以上の皆さんについては所得割という部分において限度額が設けられている、その金額が890千円ですよということで所得に対する割合については非常に低い基準になっているというのは見てのとおりでございます。その一つの大きな要因の中にも応益と応能といわれるものがあるわけですが、それは小海町の特徴であり税の決め方という事で議会でも議決をいただき運用をしているという事ですので、それは正しい方法だと思っております。そういった中でそれらの理由からして、どうしても中間層にしわ寄せがいつているよと私自身も思っております。じゃそれをどうするかという事で国保運営協議会の要望の中にそういった皆さんの税額の町での支援というものを検討されたいという要望が載っているわけでございます。当然、平成30年から県に移管をされるという事で、先程とまったく同じことを申し上げる訳でございますけれども、納付金がどの位の額で通知が来るかという事については、まだ現時点においてはわからない。また資産割が無くなるよというような考え方もあるようでございますので、それだけとっても約15,000千円位の移行が考えられるという事でございます。それらを踏まえて過去には50,000千円の一般会計からの繰出しがあり、そして現在22,000千円ほどの繰越金、また基金があるという事でございます。そういったものを、総合的に判断をしながら30年度に向けて協議をして参りたいと思っております。当然今の段階で下げる、あるいは現状のままで行くという事ではなくて、やはり制度が変わるという事でございますので、その時点でしっかり財政を見ながら過度の負担にはならないように心がけていくという事が必要だというふうに思っております。</p>
10番議員	<p>近隣市町村に比べて高くないとか、過度の負担になってないとか町長の思いを。</p>
町長	<p>近隣の市町村と比較した場合に、均等割、世帯割、要するにそちらの部分については低いと認識しておりますし、また所得割については高いという認識を持っております。そして全体的には平均の金額が、小海町の場合については他の市町村と比べて平均という面においてはトータル的なものが出ていませんのでちょっと答弁にならないわけですが、均等割と平等割につ</p>

	<p>いては低い、そして所得割については高いという認識を持っております。全体としては各町村若干のバラつきがありますので、今ここに額の手持ちが無いものですから高い安いについては申し上げられないと、前回についてはそのように答弁したということについては確かであるという事でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
10番議員	<p>過度の負担になっていないという認識でいいですか。</p>
町長	<p>それは当然、被保険者にしてみれば今の資料の最初のページそういったものから判断した時に10%以上に10%を超えるという事については非常に厳しいものがあるのだろうと、しかしそれらについては一つの法令に基づいて積算したものでありますから負担の重さというものは感じますけれども、今の段階においては方式それらについては議会で議決をしていただいたものであるという事で適正であるというふうに判断をさせていただきたいと思えます。</p>
10番議員	<p>まず町長、前回とは違って割合清々した物言いをしなないという印象を受けたわけでありましてけれども、基本的には部分的には負担、大変な部分あるだろうけれども、近隣市町村と比べた場合にも今手元に資料が無いけれどもそんなに変わりはないだろうというような答弁を前回されていますし、今回それをしていませんので私はそういう認識の上に立って町長に伺いたいのは、平成28年度の国保事業費納付金と第2回試算結果一覧表というのが、この平成29年の2月7日に県のほうから試算表として出されているわけです。町長。課長のほうには既に資料のほうはあろうかと思えますけれども、その資料を見たときに前年度の1人当たりの保険料額という平均額ですけれども、小海町では162,759円、川上村では156,961円ですね。ちなみに南牧村は172,485円とこれを見る限りでは1万、2万の差だと平均額ではね、なから近隣町村並みというふうにこの税額だけを見ると言えるわけでありましてけれども、町長、実は先程、渡辺均議員の資料の中にもあったんですけれども、町民の所得が全然違うわけですよ、川上村と小海では、先程の課税額の資料をちょっとメモさせてもらったのですけれども小海町では2,786千円でしょ、平均課税所得が、川上村では4,722千円ですよ。南牧村が300何万円でしたかね、これはメモしてこなかったのでもわかりませんが、その結果が町長、今度の県の試算表にも出ているのです。川上村トップですね。1番、458,000千円と小海町は167,000千円とこういう試算がでているのです。要するに先ほど課長から説明ありましたように、所得水準に応じた案分だとか被保険者数に応じた案分、あるいは医療費の水準の案分と、こういう3条件の元でと、さっきの</p>

資料の10ページにあるのですけれども、そういう試算をしたときに小海町は167,000千円だと川上村は458,000千円、決して数字の上では平均的な税額かもしれないけれどもこういった町民の所得と、国保加入者の所得という点から見たときに県でも小海町は本当に低いという事を認めており、そういった意味では小海の国保税は高いと近隣町村に比べると本当に高いということは、私はあの県の資料でも明らかではないかというふうに思います。是非その辺は町長、よく調べていただきながら改めていただきたいと考え方を、いうふうに思います。それでついでに時間どんどん過ぎて申し訳ないのですけれども、只今のような町長の考え方、平均的、部分的には高いけれども、まあそんなに高くないという認識。これが私は本当に町民の認識と一致しているかという事です。皆さんご存知だと思いますけれども、私たちは今度の町会議員選挙にあたって2016年11月に町民アンケートを行い、21項目に及ぶ町民の皆さんに選択をお願いしました。全戸配布しましたから是非また見つけていただいて見ていただきたいのですけれども、その中で一番の要求は何があったかと、税金の無駄遣いを無くすと、これが4割近くありました2番目が町長、国保税介護保険料の引下げになっているのです。これが35%。いろいろのお答えありますけれども群を抜いているのがこの2点だと、私どもがとったアンケートの中でも町民の皆さん、私どものアンケートに答えて下さった町民皆さんの中では国保税が高いと考えている人がぐんと多いというのが私は町民の皆さんの私どものアンケートの声なのです。先ほど来人口減少の話が出されてね、地方創生の話からいろいろ出たのですけれども、先程的埜議員も言いました島根大学教授の保母武彦さん、地方創生の対処試論という論文を出しているのですけれども、この先生は、地方創生は地方再生ではないと言い切っているのですね、その辺の議論はいろいろあると思いますから深めませんが、是非読んでいただきたいのですけれども。一番大事なことは住民要望に乗っ取った施策になっているかと、国がいろいろな選択項目を選んで補助対象になるから、その補助金を使って施設を作ると国が施策を提案しているのですよ、それを選ぶのが地方創生だと、しかし真に住民の要望に乗っ取った施策をしている、そういう町や村は全国では人口がうんと増えていると、私はよく島根県の海士町の話をしていただきましたこの間ずっと。今日はもう一つだけ紹介させていただきたいのが、日本一の子育て村構想という事で島根県の邑南町です。この島根県の邑南町は2011年から3年間で83世帯128人の移住があると、13年の人口動態が20人の社会的増加となり5年間の平均合計特殊出生率が2.2と高く、児童も21

人も増えているという報告がされているわけです。それでおもしろいのが日本一の子育て村構想を打ち出した2011年から様々な子育て支援策を始めたところ、6歳と3歳の男の子を育てているIターンのシングルマザーはこの町に来てすぐに生活できる。ここは全部そろっていてそれが移住の決め手だと。落ち着ける場所ですという彼女はブルーベリー農園で働いてと、夕食の準備で忙しい時間に隣の家族が2人の子供を誘って遊びに行くなど都会と違って農村の地域共同体の良さがある。シングルマザーの彼女たちが邑南町に移住してきた目的は安心して子育てするためであると、やはり小海の町でも様々な施策をやっております。先程も奨学金を免除しろという力強い話もあったのですけれども、もっとも大事なことは地域にコミュニティがあって、そのコミュニティの住民の要求かどうかと、ここが小さな町作りの魅力であり町の発展の道があるというふうに保母武彦先生は言っています。是非色々な施策、それから見方をする時に住民の目線で見えていただくと、町長の公約にもありました。是非そういう観点をお願いしたいというふうに思います。これが先程の国保税の見方でありましてけれども、それから税率の関係です。町長はこういう事はうまくないと逆進制だから直していきたいというふうには答えられませんでした。しかし私は住民の皆さんに所得のある人はあるなりに、無い人は無いなりにという、国保もそういう課税制度にやっていく必要があるというふうに思います。それで限度額の話ですけれども、厚生省でも保険料の負担は負担能力に応じた公平なものである必要があると、こうやって言っているのです。けれども受益の関連において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する過程から被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。厚生省がこうやって言っているわけです。それで89万円の限度制度を設けている。私はやはり厚生省ですら納付負担能力においた公平のものとする必要があると、住民の生活と直結している町としてのやはりこういうおかしな税金のかけ方、こういう事は、私は改めるべきだというふうに思います。それで私の提案でありますけれども、時間も来ておりますから提案を言いたいと思いますけれども、まず一つとして所得に応じた新たな減免制度、所得階層別に払える保険料に見合う上限を設定しそれを超えた部分を減免する。こういう税制に私は国保もすべき。それから一定以上の所得割合を見直す。町独自の軽減策。もう一つは子育て支援の町、そういうことで町長も力を入れていますが、収入や所得のない子供の分まで税金をかけるというようなことは、私は改めていく。子供にかかる均等割保険料の軽減処置、こういうものを実施するという提案

	<p>をしたいと思います。町長にすぐやれというわけにはもちろんいきませんし、町長もそういうお答えをするというわけにはいきませんが、ぜひ得意の検討でありますから真剣に考えていただきたい。次回の運協の時までに方向性を出してもらえればということ強くお願いしまして、最後に私の方から冒頭に申しました千葉県のシングルマザーの事件を紹介しましたが、国保税の滞納や低所得等、社会的要因による健康格差、こういうのが広がっています。小海町でもこの選挙戦の中で3件くらいの方が病院に行くのを躊躇しているのです。税金を滞納している。こういう気持ちをもって病院に行くこと。こういうことを抑えている。こういう方が実際にあるわけです。千葉県のような事件が我が町でも起きないようにという観点も含めて町長を先頭に職員の皆さん、地域担当も持っているわけでありますから、それぞれの担当の地域でそういう家族の方がいないかというアンテナは高く持っていただきたいというふうに思います。それでただ単に減免しろ、減らせ、まけろという話だけではなくて、私はやはり税金をいっぱいって町の懐が豊かになるか。それとも税金をまけて、そのまけた税金で地域の活性化に使っていただきたい。住民の皆さんの生活向上のためにこそせつかく得た収入を活かしていく。地域の活性化のためにもこういった施策を私は講じていく。他所の町村の事を言っはまずいのですけれども、国保の基金で10億円も持っている市があるのですけれども、この市でさえ2%も3%も国保税を上げろ。こういう私に言わせればとんちんかんな政策をとっている市があるわけでありますけれども、ぜひ住民の要望に則った国保政策を進めていただきたい。それで先ほどの日本一の子育ての村というのを紹介しましたが、私も、私はやはり小海の町でも日本一の医療と福祉、教育の町構想というものをしっかりと打ち上げ、住民の皆さんとの意思疎通を図りながら、こういう施策を進めることによってこそ小海町に住んでみたいという町作りに私はなると思います。ぜひこういったことを強く要望しまして私の一般質問を終わりにしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。          なお、今後の予定といたしまして明日9日午前10時から現地視察を行います。視察場所は林業センター、美術館オルゴール展、小海駅2階及びトイレ予定地、農産物加工直売所です。服装は作業着でお願いいたします。</p>



	<p>また現地視察終了後、全員協議会を行います。</p>
--	------------------------------

これをもちまして本日は散会といたします。ご苦勞様でした。

(ときに18時26分)